

第21回西和賀町議会定例会

令和4年9月6日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第21回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、刈田敏君、2番、北村嗣雄君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から9月16日までの11日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月16日までの11日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。6月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、町監査委員より例月出納検査の報告を受理しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、4件であります。請願・陳情第29号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情、その取扱いについて、議会運営委員会にお

いて諮り、審議をしました結果、参考配付とすることにいたしました。

また、請願・陳情第30号 樺沢川におけるコンクリート壁の浸食破壊箇所に対する護岸工事の請願書、請願・陳情第31号 中村共同墓地へ接続する未舗装町道一部舗装工事についての請願書、請願・陳情第32号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める請願、以上3件であります。が、会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告します。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長、農業委員会事務局長、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高橋光世。上下水道課長、小林英介。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長　ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長　おはようございます。9月定例会、よろしく願いいたします。

私から、3項目について行政報告を申し上げます。

最初に、公用車の事故に伴う損害賠償に関わる専決処分について報告します。本年6月15日、川尻保健センター駐車場内において、公用車が駐車しようとバックしたところ、後方の注意を怠り、駐車していた車両に接触し、当該車両を損傷したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが整い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は21万180円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、公用車の運行に当たりましては、安全確認を徹底するなどの注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

続いて、若者単身者用住宅について報告します。昨年8月の着工以来、約1年にわたって工事が行われてきた湯本の若者単身者用住宅については、去る8月8日に請負人から完成届が提出されたことから、町による完成検査を8月17日に行い、工事の完成を確認したところであります。

入居者の募集は、今月1日から始めており、9月15日を応募締切りとしております。入居者を今月末までに決定し、その後の入居手続などを経て、早ければ10月中旬から入居可能となるスケジュールで進めているところであります。この住宅が本町における若者の移住定住対策の一助となることを期するものであります。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種及び感染症への対応について報告します。町民の

皆様には、日頃から基本的な感染対策の徹底にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。4回目のワクチン接種については、町内の医療機関のご協力をいただき、8月末時点で、対象者の約8割の方が接種を終えており、9月以降も引き続き、町内の医療機関での個別接種、集団接種を予定しております。

また、オミクロン株に対応したワクチン接種、5歳から11歳までの小児を対象とした3回目のワクチン接種については、接種体制が整い次第、町民の皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。

続いて、感染症への対応についてであります。8月に入り、町内においては職場や施設、家庭内での感染などによる新型コロナウイルス感染症の新規感染者が日々確認され、感染の拡大や医療機関の医療スタッフへの負荷が危惧されたことから、感染予防対策の取組について、町長及び町立西和賀さわうち病院長の連名のメッセージやチラシを作成し、ご協力をお願いしたところであります。

新規感染者数は、町内、県内、全国的にも減少傾向にありますが、引き続き手指衛生、換気、場面に応じたマスク着用などの基本的な感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。

私から、以上3項目についての行政報告であります。よろしく願いいたします。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、認定議案の上程を行います。

認定第1号　令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号　令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号　令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号　令和3年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号　令和3年度西和賀町下水

道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、以上認定議案9件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました認定第1号 令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

令和3年度一般会計、6特別会計及び2事業会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類等を添えて、議会の認定に付すものであります。

令和3年度の各会計の決算は、病院事業会計、水道事業会計を除いて、形式収支、実質収支ともに黒字決算となっております。病院事業会計、水道事業会計を除く一般会計及び6特別会計の歳入決算額の合計は123億9,519万3,537円、歳出決算額の合計は119億2,384万7,039円となり、差引き残額は4億7,134万6,498円となっております。

また、病院事業会計では、収益的収支における収入総額が9億4,208万4,063円、支出総額では9億7,333万4,559円で、収入支出差引額は3,125万496円の赤字となり、資本的収支では収入総額、支出総額ともに7,324万2,376円と同額となっております。

次に、水道事業会計では、収益的収支における収入総額が3億6,411万5,436円、支出総額では4億1,555万4,375円で、収入支出差引額は

5,143万8,939円の赤字となり、資本的収支では収入総額が2億8,168万3,246円、支出総額では4億3,393万5,446円で、収入支出差引額は1億5,225万2,200円の赤字となっております。

なお、決算の概要については、会計管理者、病院事務長、上下水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますようお願いいたします。

議長 会計管理者。

会計管理者 おはようございます。それでは、認定第1号から認定第7号までは私から説明いたします。

最初に、各会計の決算状況について説明いたします。決算書307ページをお開きください。一般会計は、歳入総額が96億104万7,136円、歳出総額が91億8,949万1,935円、歳入歳出差引額である形式収支は4億1,155万5,201円の黒字決算となっております。このうち繰越事業により翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額3,262万2,000円を除いた実質収支額は3億7,893万3,201円となっております。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が6億2,149万7,595円、歳出総額が6億1,364万6,353円で、785万1,242円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が9,083万3,446円、歳出総額が9,043万4,308円で、39万9,138円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計は、保険事業勘定においては歳入総額が15億1,904万5,705円、歳出総額が14億7,980万8,472円で、3,923万7,233円の黒字決算となり、介護サービス事業勘定における歳入総額は1,129万8,993円、歳出総額が1,100万837円で、29万8,156円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計は、歳入総額が4億722万9,489円、歳出総額が3億9,901万4,774円で、821万4,715円の黒字決算となっております。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が

5,046万1,896円、歳出総額が4,931万2,472円で、114万9,424円の黒字決算となっております。

温泉事業特別会計は、歳入総額が9,377万9,277円、歳出総額が9,113万7,888円で、264万1,389円の黒字決算となっております。

続きまして、決算附属資料2ページをお開きください。繰越明許費は、一般会計で11事業、繰越額4億756万5,000円となっております。

3ページの(2)の実質収支を御覧ください。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた(F)欄の単年度収支は1億1,129万4,000円の黒字となり、当該年度の単年度収支に含まれる実質的な黒字要素の基金積立額を加えた(J)欄の実質単年度収支は1億1,143万2,000円の黒字となっております。

同じページの3、財政構造の状況については、経常収支比率が前年度よりも3.5ポイント増加し、89.6%となっており、これは公債費等が増えたことに伴い、増加に転じたものです。

続いて、一般会計において歳入決算の状況について説明いたします。決算附属資料6ページをお開きください。一般会計全体の予算額に対する収入済額の収納率は98%で、調定額に対する収納率は99.5%となっております。

次に、不納欠損と収入未済の状況について説明いたします。決算書の9ページ、10ページをお開きください。1款の町税では66万3,900円の不納欠損処理をしております。内訳は、2項の固定資産税が65万7,900円、3項の軽自動車税が6,000円となっております。また、1款の町税全体における収入未済額は3,874万8,790円で、固定資産税が94.82%を占めている状況にあります。

17ページ、18ページを御覧ください。14款の分担金及び負担金では、農業費分担金の奥羽南部区域広域農業開発事業分担金31万2,379円が収入未済となっております。

次に、19ページ、20ページをお開きください。15款の使用料及び手数料では、総務管理費使用

料の情報通信基盤施設宅内設備使用料40万2,600円が収入未済となっております。

次に、21ページ、22ページをお開きください。2節住宅費使用料594万2,900円が収入未済となっております。

39ページ、40ページをお開きください。22款4項雑入の収入未済額85万8,158円の内訳は、特定空家解体業務代執行相当額69万5,200円、空き家等適正管理即時執行費用納付金2万7,600円、自動販売機等電気使用料7万2,279円、堆肥の水分調整に係る副資材費相当額の6万3,079円が収入未済となっております。

次に、歳出決算の状況について説明いたします。決算附属資料の10ページをお開きください。一般会計全体の予算額に対する支出済額の執行率は93.8%となっておりますが、参考までに翌年度繰越額の4億756万5,000円を除いた執行率は97.9%になり、翌年度繰越額のある款ごとに翌年度繰越額を除いた執行率は、総務費98%、民生費97.9%、土木費99%となっております。

決算附属資料の16ページ、17ページをお開きください。地方財政状況調査に基づく当該年度と前年度の歳入決算額を記載しております。主なものを説明いたします。1地方税の決算額増減率は4.7%減、金額で2,359万4,000円の減額、12地方交付税では、算定費目の追加等により、決算額増減率は7.1%の増、金額で2億8,377万5,000円の増額、17国庫支出金は新型コロナウイルス感染症関連事業の終了等により、増減率で31.7%の減、金額で3億9,035万円の減額となっております。24地方債では、市町村合併特例事業債、緊急防災・減災事業債等により、増減率で110%増、金額で8億7,410万円の増額となっております。

決算附属資料22ページ、23ページをお開きください。性質別経費の状況について、令和3年度と令和2年度を比較し、増減率の大きいものとして、5補助費等は率で40%減、11投資的経費、(1)の普通建設事業費のうち単独事業費

は233.2%増、(2)の災害復旧事業費は89%の増となっております。

歳入の前年度増減理由については決算附属資料の7ページ、歳出の性質別前年度増減理由については12ページ、13ページに記載しておりますので、ご確認ください。

次に、国民健康保険特別会計について説明いたします。決算附属資料の14ページをお開きください。調定額に対する収入済額の収納率は99.4%で、予算総額に対する収納率は100.3%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は99%となっております。

後期高齢者医療特別会計については、調定額に対する収入済額の収納率は99.9%で、予算総額に対する収納率は95.9%、予算総額に対する支出済額の執行率は95.5%となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、調定額に対する収入済額の収納率は99.9%で、予算総額に対する収納率は99.8%、予算総額に対する支出済額の執行率は97.2%となっております。

介護サービス事業勘定では、調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は99.5%、予算総額に対する支出済額の執行率は96.9%となっております。

下水道事業特別会計については、調定額に対する収入済額の収納率は99.9%、予算総額に対する収納率は100.6%、予算総額に対する支出済額の執行率は98.5%となっております。

15ページを御覧ください。農業集落排水事業特別会計については、調定額に対する収入済額の収納率、予算総額に対する収納率ともに100%、予算総額に対する支出済額の執行率は97.7%となっております。

温泉事業特別会計については、調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は99.6%、予算総額に対する支出済額の執行率は96.8%となっております。

なお、特別会計の不納欠損と収入未済額の状況については、決算書の187ページ以降に記載

しておりますので、ご確認ください。

続いて、決算附属資料24ページ、25ページをお開きください。地方債の現在高の状況についてですが、令和3年度一般会計における発行総額は16億6,890万円となっており、年度末現在高は85億5,117万8,000円と、令和2年度末現在高と比較しますと9億3,499万6,000円増加しているところであります。

次に、26ページ、27ページをお開きください。同じく特別会計の地方債現在高の状況については、全体で1億220万円の発行額となり、年度末現在高は72億4,671万7,000円と、前年度末現在高と比較しますと6億479万4,000円の減額となっております。

決算書の309ページ、財産に関する調書をお開きください。令和3年度の土地及び建物の増減についてですが、行政財産(その他の施設)の土地2,282平米と建物598平米の減は、ふれあいゆう星館を売却したもので、普通財産の土地1,337平米の減は、猿橋農村公園地内の1級河川和賀川治水施設整備工事に係る用地を売却したものです。普通財産の宅地建物177平米の減は、旧新田郷保育所を解体したことによるものです。

312ページの債権の減額3,460万円は、西和賀町森林組合の貸付金100万円、医療従事者修学資金貸付金360万円、湯田牛乳公社の貸付金1,000万円の返還と、株式会社エステックの貸付金2,000万円は、特別清算により解散したことから、債務履行できなくなるため、債権放棄したこと等によるものです。

314ページから318ページは、基金の状況について記載しております。なお、今年度から基金個々の区分ごとに増減を示す様式に改めております。318ページ下段には積立基金、定額運用基金の合計額を記載しており、前年度と比較し、基金全体で3億2,293万1,000円減額となっております。

以上で決算の概要について説明を終わります

が、細部にわたる決算状況につきましては、決算審査の過程において各課長等から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 おはようございます。私のほうからは、ただいま上程になりました認定第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の概要について説明いたします。

令和3年度の入院患者数は延べ9,491人、1日平均26人、病床稼働率65%となりました。

外来診療につきましては、専門外来を含め、前年度までの診療科を維持することができ、医科の延べ患者数は2万1,934人、歯科については6,674人となり、医科、歯科を合わせた外来患者数全体では912人の増加となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大がどのように影響するか心配していたところですが、入院、外来とも前年度を上回る結果となりました。

それでは、決算書の内容について説明いたします。決算書の1ページと2ページをお開きいただきたいと思います。収益的収支におきましては、収入当初予算額9億1,475万8,000円に2,343万6,000円の増額補正を行い、収入予算額の総額9億3,819万4,000円に対し、389万63円増の9億4,208万4,063円の決算額となりました。

次に、支出でございますが、当初予算額9億8,565万1,000円に2,466万7,000円の増額補正を行い、収支予算総額を10億1,031万8,000円に予定したものです。これに対し、決算額は9億7,333万4,559円となり、6,998万3,441円の不用額となっております。

なお、本収支差引きではマイナス3,125万496円の単年度純損失を計上することとなりましたが、当初予算で見込んでいた損失額は7,089万3,000円でありましたので、この比較からすると4,000万円ほどの収支改善となっております。

次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収支の状況を申し上げますと、収入、支

出とも当初予算額の5,480万2,000円に66万3,000円の増額補正と、令和2年度からの繰越額1,779万2,000円を加え、予算総額を7,325万7,000円といたしました。これに対し、決算額は収入、支出ともに7,324万2,376円となりました。

収入明細につきましては、15ページ、16ページをお開きください。地方債、他会計出資金、他会計負担金及び国庫補助金のとおりとなっております。

支出明細につきましては、17ページ、18ページをお開きください。第1項建設改良費における第1目設備費では、歯科ユニット、院長車、ホルター記録器の更新を行っております。

また、第2目リース資産購入費は前年度から89万円ほど減少して144万3,281円となり、第3目施設設備費では、令和2年度からの繰越しとしていた簡易陰圧PCR検査室設置工事を行い、企業債償還金を含めた資本的支出総額は7,324万2,376円の決算額となっております。

なお、企業債の償還金の内訳につきましては、35ページ、36ページの企業債明細書のとおりであります。

次に、決算書5ページにお戻りください。損益計算書であります。医業損失3億738万9,550円に対し、他会計補助金2億円の繰入れなどを行いました。当年度純損失3,125万496円を計上することになりました。これに前年度繰越欠損金7億6,382万8,245円を加えた7億9,507万8,741円が当年度未処理欠損金となります。

7ページ、8ページの貸借対照表にあります流動資産と流動負債の関係、いわゆる流動比率であります。当院の年度末現在の流動比率は432.9%となっており、一般的に理想とされており200%以上をクリアしているということになりますので、この点においてはなお健全であるものと認識をしているところであります。

9ページ、10ページの業務報告書につきまし

ては、これまで、またこれからの説明と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

次に、11ページ、12ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項の一覧を掲載しております。

13ページ、14ページの建設改良事業につきましては、先ほど説明いたしました資本的支出に係る設備費及び施設整備費の詳細を掲載しております。

次に、患者動向などをはかる業務量の実績について、19ページを御覧ください。①、施設利用者数、すなわち延べ患者数であります。入院では105人、医科外来で589人、歯科外来も323人、いずれも前年度を上回る結果となりました。

②の病床利用状況は65%にとどまり、目標としている病床利用率70%を下回る結果となっております。当院のようないわゆる地域病院では、70%という数字が一つの目安とされていることから、適切なベッドコントロールを行いながら、病床利用率の向上に努めていきたいと考えております。

これら患者動向の詳しい内容につきましては、別冊附属資料、業務報告書をご確認いただきたいと思います。

次に、20ページ、(2)の事業収入に関する事項であります。医業収益における入院収益は、前年度対比で1,591万9,513円の増額となる3億1,331万260円となり、これは病床数40床のうち、地域包括ケア病床を33床に増床したことによる成果であると考えております。外来収益は、前年度対比1,218万5,184円増の2億5,021万6,394円、その他医業収益も新型コロナウイルスワクチン集団接種委託業務等により924万6,682円増の7,734万7,540円となり、医業収益全体では前年度を3,735万1,379円上回る6億4,087万4,194円となりました。

医業外収益においては、不採算部分を一般会

計からの補助金に依存する形で他会計補助金として2億円を繰入れしております。他会計補助金の使途につきましては、22ページ、23ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の減価償却額を収益計上できる長期前受金戻入は7,778万8,979円を計上しております。

次に、下段、(3)の事業費用に関する事項です。事業費用の総額は9億7,009万8,191円で、前年度対比1,800万円余りの減額となりました。

医業費用は9億4,826万3,744円で、うち給与費は会計年度任用職員として医師及び不足する職種の任用により、前年度を2,599万円余り上回る5億6,632万2,575円、材料費も新型コロナウイルスワクチン接種に係る材料購入等により、前年度を189万円余り上回る7,456万5,795円、経費については県派遣医師がいなかったことで負担金がなかったことなどによって、前年度から3,422万円余り減の1億7,544万7,435円となりました。

次に、減価償却費ですが、整備導入した医療機器等の償還が終わったことなどで、前年度から748万円余り減となる1億933万7,631円、また減価償却費の消費税分に当たる長期前払消費税償却は2,129万5,293円となっております。

これらの詳細につきましては、25ページから32ページにかけて明細書がありますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、33ページ、34ページをお開きください。固定資産明細書の(1)、有形固定資産でございますが、消費税抜きの資産の増減について掲載しております。34ページ、減価償却累計額の欄を御覧ください。資本的支出で整備した当年度増加額が1億933万7,631円に対しまして、除却による当年度減少額688万7,109円により、有形固定資産の年度末償却未済額は18億1,972万9,258円となり、この数字が7ページの貸借対照表、有形固定資産合計と一致しますので、ご

確認をお願いします。

次に、37ページを御覧ください。(1)、未収金であります。医業未収金1億3,683万2,046円は、2月、3月分の診療報酬と一般会計からの繰入れとなる他会計負担金が主なものであります。医業外未収金1億1,152万4,315円も一般会計からの繰入れとなる他会計補助金等が主なものとなっております。その他未収金につきましても同様でございます。

(2)、未払い金につきましては、薬品、診療材料、賃金の医業未払い金3,980万1,314円、消費税等の医業外未払い金205万3,885円、その他未払い金12万1,199円は、リース資産等購入費に係るものであります。

以上をもちまして病院事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査時において説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 ただいま上程になりました認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の概要について説明いたします。

水道事業は、言うまでもなく地域の住民サービスを担う事業であると同時に、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要不可欠となっております。そのため、国では現下の人口減少等による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う設備更新の投資増大など、今後ますます厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計を適用し、町民の皆さんに給水サービスを行っているところです。

決算報告書1ページと2ページをお開きください。収益的収入及び支出について、収入は当初予算額3億5,857万3,000円に44万8,000円の増額補正を行い、予算総額を3億5,902万1,000円としておりましたが、決算額は3億

6,411万5,436円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額3億9,758万円に1,238万7,000円の増額補正を行い、予算総額を4億996万7,000円としておりましたが、決算額は4億1,555万4,375円となり、558万7,375円の不足が生じました。

3ページと4ページをお開きください。資本的収入及び支出については、収入は当初予算額2億8,157万3,000円に11万1,000円の増額補正を行い、予算総額を2億8,168万4,000円としておりましたが、決算額は2億8,168万3,246円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額4億4,413万6,000円から106万7,000円の減額補正を行い、令和2年度からの繰越額1,886万8,000円を加え、予算総額を4億6,193万7,000円としておりましたが、決算額は4億3,393万5,446円となり、継続費繰越しとして2,800万円を令和4年度に繰り越した結果、1,554円の不用額が生じました。

次に、5ページをお開きください。損益計算書は、簡単に言えば企業の経営成績を記した書類になりますが、令和3年度は5,138万8,686円の当年度純損失を計上することとなりました。

次に、18ページをお開きください。収益費用明細についてですが、収益については、水道事業の本業である営業収益の主は、水道料金、量水器使用料となる給水収益ですが、当年度は1億1,217万1,730円となりました。

一方、水道事業を行うに当たり、他会計からの繰出金などの営業外収益は2億3,655万3,188円となり、総額で3億5,274万118円の収益となりました。

19ページから21ページは、費用の明細となっております。費用については、水道事業費用のうち、設備等の維持に必要な修繕料、職員給与などの営業費用は3億7,060万774円となりました。

続いて、企業債利息などの営業外費用は

2,552万8,030円となりました。

22ページと23ページをお開きください。資本的収入支出明細についてですが、収入については事業を推進するに当たっての財源である企業債のほか、一般会計からの出資金などを充当しながら事業を推進しているところです。

企業債850万円、出資金2億4,518万3,246円、負担金2,800万円、総額で2億8,168万3,246円の収入となりました。

支出については、設備の建設や修繕を行う建設改良費として2,495万2,000円、企業債の償還金として4億648万8,246円、総額で4億3,144万246円の支出となりました。

決算状況に関しては以上ですが、5ページ以降には財務諸表、9ページ以降は事業報告書、17ページ以降はその他の資料として固定資産明細書、企業債明細書等を掲載しておりますので、申し添えます。

以上をもちまして、水道事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査時において説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで議場の換気を行うため、11時5分まで休憩をします。

午前10時54分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、監査委員から決算監査について報告を求めます。

高橋代表監査委員。

代表監査委員 おはようございます。高橋です。よろしくお願いいたします。それでは、私から地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の定めにより、審査に付されました令和3年度一般会計と特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計決算についての審査結果と併せて、地方自治法第241条第5項に基づく基

金の運用状況の結果について申し上げます。

審査に当たっては、常に最少の経費でもって最大の効果をもたらすという法の趣旨に沿って、収支の均衡あるいは健全な行財政運用という点を念頭に置きながら審査してまいりました。

各会計の歳入歳出決算書及び関係調書が法令、条例等に準拠したもので作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検認するため、関係職員からの聴取、また定期監査及び例月の現金出納検査等の結果も参考にしながら、7月25日から7月28日までの4日間、児玉監査委員とともに審査を行いました。

審査に付された各会計の決算書類は、いずれも地方自治法、地方公営企業法、その他関係法令等に準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数についても関係諸帳簿及びその他証拠書類と照合の結果、正確であると認められました。また、予算執行及び関連する事務処理も適正に執行され、その目的は達成されたものと認められましたので、そのことをまづもってご報告申し上げます。

決算状況や財務状況などにつきましては、ただいまの会計管理者、病院事務長、上下水道課長からの説明と重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、決算審査意見書の3ページを御覧いただきたいと思っております。令和3年度における西和賀町一般会計、特別会計の歳入総額は123億9,519万3,000円で、うち一般会計で96億104万7,000円、特別会計で27億9,414万6,000円となっております。歳出総額は110億2,384万7,000円で、うち一般会計で91億8,949万1,000円、特別会計で27億3,435万5,000円となっております。これを前年度に比較しますと、歳入総額で1億3,093万2,000円、歳出総額で1億2,901万6,000円と、いずれも増加しております。一般会計の歳入では12億8,376万7,000円、歳出は12億2,317万5,000円と、いずれも増加しております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式

収支は4億7,134万6,000円の黒字となっております。

5ページを御覧いただきたいと思います。一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支は4億1,155万5,000円で、前年度に比べ6,059万2,000円増加しております。翌年度に繰り越すべき財源3,262万2,000円を差し引いた実質収支は3億7,893万3,000円の黒字となっております。また、実質単年度収支も1億1,143万2,000円の黒字となっております。

7ページを御覧いただきたいと思います。歳入における財源別の状況では、自主財源は17億2,055万7,000円で、歳入全体の17.9%となります。前年度に比べ1億494万9,000円の増加となります。増加した主な項目は、繰入金8,388万円、諸収入3,981万5,000円増加。減少した主な項目は、町税2,359万3,000円、財産収入291万9,000円などで減少しております。

一方、依存財源は78億8,048万9,000円で歳入全体の82.1%となります。前年度に比べ11億7,881万7,000円増加しております。増加した主な項目は、町債8億7,410万円、地方交付税2億8,377万5,000円、県支出金3億5,842万5,000円などで増加しております。減少した主な項目は、国庫支出金3億6,028万4,000円などで減少しております。

9ページを御覧いただきたいと思います。歳出の目的別分類は、行政目的によってどの分野にどれだけを経費を投入したかを分類したものです。14費目の決算額は91億8,949万2,000円で、前年度に比べ12億2,317万5,000円増加しております。増加した主な費目は、教育費は学校給食調理場整備事業などで7億7,873万1,000円、総務費は庁舎等改修事業などで7億5,427万9,000円、農業水産業費は強い農業担い手づくり総合支援交付金事業などで4億1,910万5,000円増加しております。

一方、減少した主な費目は、消防費4億9,736万円、民生費4億4,147万1,000円、商工

費9,505万1,000円などで減少しております。また、総務費、民生費、土木費の3費目合わせて4億756万5,000円を令和4年度へ繰越しております。

一般会計歳出全般的には、令和3年度も経費の節減、効率的な事務の執行など、順調に執行されたものと認められます。引き続き厳正かつ的確な執行に努めていただきたいと思います。

11ページと12ページを御覧いただきたいと思います。繰越金と不用額についてです。年度内に事業を行うのが難しく、翌年度に繰り越した一般会計の繰越明許費は11事業で4億756万5,000円となっております。

不用額は、一般会計で1億9,515万4,000円、特別会計で6,326万9,000円となっております。前年度に比べ、一般会計で1,731万8,000円増加しております。特別会計では4,304万8,000円減少しております。不用額については、効率的な執行や経費節減によるもののほか、入札による残金や事業の未執行によるもの、また予算編成後の予見し難い事情の変更によるものなど多様であります。予算編成の際は、決算の実績や正確な事業計画に基づき、必要最小限の予算計上に努めるとともに、経費節減を意識した適正な予算の執行管理により、限られた財源を有効に活用していただきたいと思います。

収入未済額については、ページ飛びますが、22ページを御覧いただきたいと思います。収入未済額についてですが、町税や使用料などの収納において、令和3年度の一般会計と特別会計を合わせた収入未済額の総額は5,181万4,000円となっております。その内訳は、一般会計で4,651万1,000円、特別会計で530万3,000円となっております。収入未済額の総額を前年度に比較しますと、470万6,000円増加しております。引き続き財源確保と受益者負担の公平性の観点から、収入未済額の縮減に向け、努力していただきたいと思います。

不用額についてですが、同じく21ページと23ペ

ージを御覧いただきたいと思います。不納欠損額の総額は72万6,000円で、前年度に比較して101万9,000円減少しております。町税の不納欠損処分は、地方税法第15条の7第4項、第5項及び第18条第1項に規定する納税義務の消滅及び時効完成により徴収権が消滅したものであります。収入未済額の中には、今後不納欠損に結びつきそうなものが見られますので、税収入の確保と税負担の公平を図る上からも、効率的で有効な徴収に努めていただきたいと思います。

次に、基金の運用状況について、26ページを御覧いただきたいと思います。基金の運用状況については、令和3年度末の基金残高は37億3,921万6,000円で、前年度に比較して4億4,393万8,000円減少しております。審査に付されました各基金の運用状況は、その設置目的に沿って適正に運用され、計数は正確であると認められました。

続いて、公営企業会計決算意見書、別つづりになっておりますが、御覧いただきたいと思います。最初に、町立西和賀さわうち病院事業会計ですが、令和3年度の事業収益は9億3,884万7,000円で、前年度に比較して1,033万1,000円増加しております。これに対して、事業費用は9億7,009万8,000円で、前年度に比較して1,033万1,000円減少しております。

この結果、事業収益から事業費用を差し引いた3,125万円の当期純損失となっております。令和3年度末の累積欠損金は7億9,507万8,000円となっております。令和3年度の決算も黒字には至らなかったものの、懸命の経営努力の結果、赤字幅が前年度比及び年度計画に比べ減少するなど、財務面の改善も見られたことから、一定の評価をしたいと思います。

令和4年3月、国から持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示されております。地域の実情に応じた公立病院の経営強化のために必要な取組を記載するよう求められております。施策目標を

達成するための取組を実施することにより、経営基盤の強化が図られることを期待したいと思います。今後も、感染対策の徹底に努めながら、地域の基幹的な公的医療機関として、地域の医療機関との連携を強化しつつ、住民満足度の高い医療の安定的な確保の進展を図り、公共の福祉の増進と医療水準の向上に一層貢献されることを期待したいと思います。

次に、水道事業会計ですが、水道事業会計の令和3年度の事業収益は3億5,274万円で、前年度に比べ1億6,717万2,000円増加しております。事業費用は4億412万8,000円で、前年度に比べ200万3,000円減少しております。事業収入から事業費用を差し引いた5,138万8,000円の当期純損失となりました。令和3年度末の累積欠損金は6億6,669万2,000円となっております。

令和3年度末の未収金が529万円で、前年度に比べ101万円減少しております。未収金の回収には日頃より鋭意尽力されておりますが、受益者の公正負担の原則や経営の健全性のためにも、引き続き万全を期していただきたいと思います。

水道事業については、全国的にも保有する資産の老朽化に伴う更新需要の増大や今後急激な人口減少に伴う料金収入の減少により、経営関係は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められております。このような中、公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしていくため、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、国より中長期的な経営の基本である経営戦略を策定するよう要請されております。

本町でも、国の趣旨を踏まえ、令和2年度から令和11年度までの10年間の水道事業経営に関する政策目標を示しております。今後も、事業の安定的な継続をしていくためには、西和賀町水道事業経営戦略の計画に基づき、中長期的な視点に立って、現状把握を十分に行いながら、取り巻く社会環境や経済環境の変化に柔軟に対

応していくとともに、将来を見通して経営基盤の強化を図っていただきたいと思ひます。

次に、財政健全化判断比率審査、資金不足比率審査意見書を御覧いただきたいと思ひます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に基づく経営健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、初めに財政健全化法による健全化比率の審査結果ですが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。

審査の結果について、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも正確に作成されているものと認められました。本町においては赤字が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数値は記載されておりません。財政健全化比率について見ると、財政は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っております。国の示す基準から見ると健全な財政の範囲にあると認められますが、今後とも引き続き安定した財政基盤を維持できるよう努めていただきたいと思ひます。

次に、経営健全化審査の審査結果ですが、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。

審査結果については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、温泉事業特別会計、病院事業会計の5事業とも資金不足は生じておらず、経営健全化基準から見て健全な範囲で推移しているものと認められます。

次に、最初の決算審査意見書をちょっと見ていただきたいのですが、30ページから32ページを御覧いただきたいと思ひます。審査の過程に

おいて、過去に実施した監査などで指摘または検討を要するとしていた事項の改善状況についても審査を行いました。

その結果、まだ改善に向けた取組が不十分と思われるものも見られましたが、全般的には改善に向けて、積極的な取組が見られ、事務の遂行に対する真摯な取組を評価したいと思ひます。今後さらに検討または改善を要する個別の事項について何点か申し上げたいと思ひます。

初めに、事務処理ミス時の対応についてですが、事務処理ミス発生時の原因分析及び再発防止策の庁舎内の取組が不十分として、改善の検討を求めているものであります。

その結果、これまでの監査意見などを踏まえ、定期的に開催している庁議で事例に基づき再発防止策を情報共有し周知しているほか、職場内研修の実施など、事務改善に向けた取組も見られ、監査結果が業務に反映されており、一定の評価をしたいと思ひます。

しかしながら、まだ依然として関係法令や制度などの認識不足、人事異動時の引継ぎ不十分、チェック体制の不備などから招いた事務処理ミスも報告されております。事務を適正に執行するためには、関係法令や規則などに対する職員の知識の習得と正しい理解が必要不可欠と思われまふ。町政運営に対する町民からの信頼は町職員の適切な事務執行の下に成り立っているものと言われております。時間的、人的制限のある中、その事務量と効果を検証しながら事務処理ミス対策防止の取組について改善を重ね、業務に応じた最良の対策を講じていただきたいと思ひます。

次に、予算流用についてですが、予算の流用については、予算の不足を補う例外的な手段であることと、あくまでも予算に基づく支出が原則であることをこれまでの決算審査などで指摘し、改善を求めているものでございませぬ。その対応として、改善策などについて庁議などで周知しているほか、主管課より、関係書類作成時

の留意点を指示していることなども確認されており、改善に向けた取組については一定の評価をしたいと思います。

本年度の決算審査で改めて確認したところ、流用理由が新型コロナウイルス感染症への対応など、緊急または突発的なやむを得ないケースと思われるものも何件かございましたが、しかし一方ではまだ安易と思われる流用も見られますので、引き続き予算流用が常態化することのないよう、よりの確な予算執行に努めていただきたいと思います。

次に、財産管理体制についてですが、公有財産の管理及び運用については、地方財政法第8条に、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有を目的に応じて最も効果的に、これを運用しなければならない」と規定されております。公有財産を管理する上で最も重要な財産台帳の整備状況が不十分なものとなっていることから、指摘し、改善を求めていたものです。

その結果、担当課より、データ件数も多いことから、それぞれの課内での業務推進体制を整備し、台帳業務に努める旨の措置報告がありました。今後の整理方針及び管理体制に基づき、できる限り早期に財産台帳が整備され、関係規則に遵守した適正な事務の執行に努めていただきたいと思います。

次に、補助金交付の適正な執行についてですが、補助金は通常、補助事業終了後に実績報告書を確認後に支払われるルールとなっておりますが、特例として概算払い、前渡金による交付も認められております。令和3年度に発生した事案では、補助対象事業に係る補助金交付決定通知後、申請により概算払いの請求があり、担当課で関係書類を確認し、申請人の請求どおり概算払いにて支払いしております。しかし、補助金支払い後、補助金交付申請時の条件履行が困難になったとの申出があったことから、規則に沿って交付した補助金の返還を求めるが、申

請人の経済状況などから、一括返還できずに、解決に時間を要している事例も報告されております。今後は、補助金交付の適否を判断する関係書類を吟味しながら、慎重な審査をしていただきたいと思います。

特に資金計画書類の自己資金については、資金の現実性を確認するために、証明書類を徴収するなどの対応も重要と思われます。また、必要に応じて補助金交付要綱の見直しの検討もいただきたいと思います。町の厳しい財政状況を鑑み、限られた財源を適正かつ有効に活用する意識を持ち、補助金の公益性及び実効性についても検証しつつ、適正な執行に努めていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税推奨事業ですが、町の貴重な財源として、今後さらなる推進をと期待を込めて取り上げたものです。ふるさと納税制度は、平成20年4月の地方税法改正によって、同年5月からふるさと納税制度がスタートしております。この制度は、人口減少による税収の減少への対応や、地方と大都市の格差是正を目的としたものであります。本町でのふるさと納税推進は、町の特産品などの普及拡大を図るため、ふるさと納税ポータルサイトを活用した推進体制となっております。令和3年度の寄附件数は1万30件、寄附額は1億9,341万円の実績となっております。前年に比べ、件数は518件増加しております。金額では174万円減少しておりますが、直近5か年の寄附額の平均が1億8,312万円からすると、順調に推移しているものと思われます。引き続き、町の魅力発信と本事業のさらなる推進のために、町内業者及び運営会社との連携を密に推進されることを期待したいと思います。

次に、第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定についてですが、公共性と企業性を併せ持つ第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、

町の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。このため、国より第三セクター等の経営健全化に取り組むこと、財政的リスクが一定の要件に該当する第三セクター等との関係を有する各地方公共団体において、経営健全化のための具体的な対応策を内容とする経営健全化方針を策定し、公表するよう要請されております。

本年3月の定例議会にて、株式会社エステックが特別清算により解散することから、町が当社に貸し付けていた経営改善資金貸付金1,965万2,928円が回収困難となったことに伴い、町から権利を放棄する議案が提出され、議会で議決されております。このように、町の第三セクターを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、行政運営の健全化、効率化を目指し、国の示すガイドラインに沿った指針策定を検討いただきたいと思います。

最後に、内部統制制度についてですが、平成29年6月、地方自治法の一部改正により、令和2年4月より都道府県及び指定都市においては、内部統制制度の導入が義務づけられ、他の市町村は努力義務とされました。本町においても、既に様々な形で適正な業務執行の確保に努めておりますが、組織としてあらかじめリスクがあることを前提に、総務省のガイドラインにおける内部統制の基本的な枠組みを踏まえつつ、町の現状に即した内部統制制度を導入することで、組織的かつ効率的に内部統制に取り組み、適正に業務の執行を図っていくことが重要であると言われております。

また、内部統制制度は、継続的に見直しを行いながら構築していくものとされており、長期的な視点に立って取り組み、PDCAサイクルにより発展的に向上させていただきたいと思います。本町については、努力義務ではありますが、事務が適正に執行されていることを町民に明らかにするためにも、実効性ある内部統制制度の導入に向け、庁内関係部署が連携しながら、

できる限り早期構築を要望したいと思います。

以上、個別的な事項について何点か申し上げましたが、ご検討をいただきたいと思っております。

結びに、本町を取り巻く環境が大きく変化する中、町の将来像や理念を掲げた第2次総合計画及び行財政運営の在り方などの方向性を示した第3次西和賀町行政改革大綱と中期財政計画などに基づく重点施策や喫緊の課題対応とともに、事業の優先度などを精査し、創意工夫を凝らし、健全かつ適正で効果的、効率的な行財政運営のさらなる推進に努め、持続可能な町政運営と、町民福祉の増進に一層努力されることを望みまして、決算審査報告といたします。ありがとうございました。

議長 以上で決算監査の報告を終わります。

続いて、日程第5、決算審査特別委員会の設置を議題とします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第9号までの認定議案については、議長を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの認定議案については、議長を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ついては、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うのかお諮りいたします。

高橋到君。

5番 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任は、指名推選で行いたいと思っております。皆さんにお諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君から委員長及び副委員長の選任については指名推選によって行いたいという動議が出され、所定の賛成を得て成立を

しております。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することについてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定いたしました。どなたを指名推選されるのか、ご発言をいただきます。

高橋到君。

5番 委員長には高橋輝彦君、副委員長には高橋和子君を推薦したいと思っております。お諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいまの発言のとおり、委員長には高橋輝彦君、副委員長には高橋和子君を推薦したいということですが、そのように決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長には高橋輝彦君、副委員長には高橋和子君が選任されました。

ここで正副委員長の挨拶を求めます。正副委員長は登壇してください。

委員長 ただいま令和3年度決算審査特別委員会の委員長に選任されました高橋輝彦でございます。皆様のご推挙によりまして決算審査特別委員会の委員長という重責をお受けすることになりました。

決算審査には、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、行政効果を評価する極めて重要な役割が求められております。また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきと示されています。

これらのことを踏まえ、決算審査特別委員会

がその役割を十分に果たせるよう、委員長として職責を全うしてまいりたいと考えております。慎重に審査を進めていくわけですが、与えられた期間内に審査が終了できるよう、委員各位並びに町当局のご協力をお願い申し上げ、委員長就任の挨拶といたします。

副委員長 ただいま副委員長にご指名いただきました高橋和子でございます。委員長を補佐して、決算審議が充実されて、しっかりと取り組まれるように願っております。努力したいと思っておりますが、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

議長 正副委員長は自席にお戻りください。

続いて、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

登壇順1番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 おはようございます。トップバッターの刈田敏です。時間ちょっと半端といいますか、うまく調整しながらいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回通告は2点であります。1点目として教育行政について、もう一点については開発総合センター跡地の利活用についてということで、2点通告しております。順次進めていきたいと思っております。

初めに、教育行政についてということで質問したいと思います。新型コロナウイルス感染症により様々な影響があるが、教育行政に停滞はあってはいけません。そこで、学校教育、生涯学

習、生涯スポーツについての状況を伺うもの
あります。

初めに、学校教育について3点質問しまし
けれども、1項目ずつお願いしたいと思います。

初めに、学校教育について、オンライン学習
の状況についてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、教育
行政について、担当課長から答弁させます。

議長 学務課長。

学務課長 私から、オンライン学習についてお答
えいたします。

令和2年度のGIGAスクール環境整備事業
において、児童生徒への1人1台タブレット端
末の整備が行われ、小中学校での授業使用がさ
れて1年半ほどになり、児童生徒の皆さんも情
報取得能力の向上をはじめ、操作への慣れも進
んできていると感じております。

夏休み、冬休み等の長期休業期間には、持ち
帰ったタブレット端末の操作環境の確認等も行
うなど、新型コロナ対応の部分もありますが、
学校と家庭とのオンラインの学習ができる操作
確認を行っております。これまでのところでは、
長期休校等による学年単位でのオンラインの授
業の場面はありませんが、新型コロナ感染拡大
防止のため、全国大会出場などで自宅待機が生
じてしまった中学生数名がオンラインで授業を
受ける場面等がありました。このように、仮に
休校措置等になった場合でも、オンライン学習
が可能な環境の整備、確認等は行っている状況
にあります。

議長 刈田敏君。

1番 実際環境が整っているのです、その確認は
しているということで、現実的には全てがやっ
ているわけではなくて、やっているところもあっ
たということでもありますけれども、これからは
かなりいろいろな状況が出てくるのだろうなど
思っております。まずはコロナ禍ですね。それ
から、もう一つとしては、これは学校の今後の

在り方等あると思うのですけれども、考え方と
してタブレットの授業をするということになれば、
学校をまとめなくてもいいような状況もある
意味出てくるかもしれません。そういう点に
おいて、やっぱりタブレットでオンライン、常
にライブ授業というのは、これは喫緊必要にな
っていくと思うのですけれども、その辺はどの
ようにこれから行っていかうとしているのか、
お伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 先ほどの答弁と重なる部分はあります
けれども、生徒、児童さん、家庭に持っていっ
て実際に操作してというところの今慣れの部分
を進めているというところでは、先生方の研修
等も深めながら、そういった慣れの部分を深め
ていって、操作、オンライン対応できるような
環境にもっと精度を上げてというか、そういった
体制をつくっていきたいと考えているところ
です。

議長 刈田敏君。

1番 精度を上げるというのは、これはやっぱ
り必要なことでありますし、英語の教科書がデ
ジタル化されるというお話が、最近というか、
出てきました。最終的には教科書がタブレット
で見られるような状況にもなると思うのですけ
れども、当面は書類とタブレット、やっぱりそ
こに対応できるぐらいの、実際そういう形をつ
くっていかないと、なかなか大変なのかなと思
いますけれども、通告していないのですけれども、
関連していますけれども、教科書、その辺はど
のような対応をしようとしているのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 教科書の部分、デジタル教科書の部分
の対応ということでお答えさせていただきたい
と思います。

国のほうで、そういった並行して進めるとい
うことで報道がされているところでは、
実際具体的なところは私たちのところにはまだ
来ていない状況です。

ただ、デジタル教科書のよい部分、あと今の紙ベースの教科書でよい部分はあると思います。今は同時進行で進めるような形での進め方、期間がある程度設けられると思いますけれども、そういったよい部分、悪い部分、デメリットもあると思いますので、そういった部分を検証しながら、子供たちのためになるような仕組みをつくり上げていければなと思っていますところでは。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 その辺はしっかりと情報を取り入れながら、対応できる体制は取っていただきたいと思っています。やはりタブレット端末を使用するわけで、どうしても子供たちはいろいろな面で勉強していくわけです。

そして、次の質問ですけれども、スマートフォンとゲーム機等の使用についての調査、これについては調査なさっていれば、それをお聞きしたいのですけれども、状況というのはどのようなになっているのか、その辺をお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 スマートフォン、ゲーム機等の調査の状況についてお答えいたします。

令和4年度、今年度ですけれども、小学校5、6年生、中学校を対象に、インターネット利用に関する調査を実施しております。調査の結果としてですが、小学校5、6年生で家庭においてスマートフォン、通信できるゲーム機、パソコン等を利用している割合ですけれども、こちらは91%になります。これは、学校から持ち帰ったタブレットは入れておりません。中学校においては、これら通信機器できる環境にあるという、操作しているというところは96%になります。ほぼネット環境を利用している状況というふうになっております。

議長 刈田敏君。

1 番 これについては、教育行政の中に健康を含めた中で、いろいろ対応ということがあると

思うのですけれども、この数字を見て、やっぱりちょっと大きいのかなと思います。持っている数値はわかりますけれども、それについての影響等、分かればお伝えしたいと思っています。

議長 学務課長。

学務課長 通信できる部分のゲーム機、スマートフォン、そういった部分を使用している項目の中に使用時間等もあります。状況を見ると、一、二時間利用している生徒、児童さんが一番多いという結果になっているところです。

この後全国学調の部分も出てきますけれども、そういった部分も含めて家庭学習をしているかの結果等もあるのですけれども、西和賀町においては、その部分は比較的、県平均とかよりは時間を設けているという結果が出ています。

ただ、こういったゲーム機、通信機器の利用時間というのは、そういった部分にも影響してくる部分ですので、学校等と協力し合いながら家庭指導というか、そういった部分の仕方という部分をより協議して行って、対応を取っていければと思っていますところでは。

議長 刈田敏君。

1 番 これは、かなり大きな社会問題になっていると感じております。実際私としても、息抜きのもりでちょっとしたゲームやると、そんなに1時間から2時間はやらないと思うのですけれども、時間がたってしまうし、うちでは1時間から2時間といっても、隠れているところでやると目いっぱいやっていたり、やっぱり夜頑張ると、日中ちょっと顔色が悪いというような状況もなきにしもあらずだと思います。その辺の調査は、引き続ききちっと把握していかなければいけないのではないかなと思います。

あともう一つ、8月31日の新聞には、高松地裁においてインターネット・ゲーム依存症対策条例を合憲ということが判断されたそうですけれども、やはり大人よりも青少年のほうが、かなりその依存症に対しては大変なリスクがあると思います。自分の周りを見ても、ちょっと心

配な分もあります。また、家庭といっても、うちの方もやっているところもあると思うのですが、社会生活をしていく上で、健康を含めてよくないことというのは、西和賀にとっては、少子化においてはすごいハンディになるのではないかなと思います。やっぱり学校としても、もうちょっとその辺調査というか、具体的に調べていくことも必要だと思いますけれども、その辺いかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 そういった依存性の部分の心配等もあります。学校等の組織の中で、学校保健会という組織がありまして、インターネット関係の研修とかそういった部分、子供たちへの取組をやる場面もありますので、学校保健会等と協力しながら対応に当たっていただければと思っています。

議長 刈田敏君。

1番 現状を踏まえて対応していただければと思います。

次の質問に入ります。全国学力・学習状況調査の本町の状況についてお伺いいたします。

議長 教育長。

教育長 全国学力・学習状況調査についてお答えさせていただきます。

全国学力調査については、全国、県平均を踏まえながら、課題、成果等を検証し、児童生徒への教育指導の充実や改善に役立てるために行っているものです。調査は小学校6年生、それから中学校3年生で、国語、算数、中学校は数学、加えて今年度は理科の問題についても4月19日に調査が行われております。

調査の結果としては、平均正答率は、西和賀町は、小学校理科は県平均とほぼ同じですが、そのほかの教科については全て上回っている状況にあります。全国平均と比較しますと、小学校理科、中学校数学、中学校理科で、若干下回っている結果というふうになっております。これは、全県下の傾向と一緒にしております。

なお、この結果を教育委員会としても検証を行い、今後の教育指導に生かすよう、各学校長との意見交換を行っているところです。

西和賀町は、児童生徒数が多くなく、今の環境は学習指導面で個々をしっかりサポートできる児童生徒数の規模であると考えております。この調査を踏まえながら、小規模校のメリットを生かした学習環境の充実に引き続き取り組んでまいりたいと存じております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 理科は全国平均ということで、あと岩手県の中では国語、数学どちらもいいという。これに関しては、コロナの影響はないにしろ、やっぱり環境が整っているということでの話でした。さほどに影響はされていないということでしょうか。

議長 教育長。

教育長 各学校とも一生懸命やっていたか、コロナの影響によっての成績の悪化だとか、そういうところは確認されておられません。ただ、いろんな教育を要求されているものですから、例えば実験がちょっと少なくなったりとかということで、苦勞なさっているところはありますが、おおむね順調に進められているものと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、次の質問に移ります。

次は、生涯学習についてであります。これは、西和賀の教育の中で推し進めていることなので、すけれども、情報教育の状況についてお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お疲れさまです。生涯学習の情報技術を活用した学習の状況についてお答えいたします。

生涯学習課では、町民一人一人が健康で豊かな生活を送るため、町民教養講座や、まちづく

り出前講座、高齢者大学等において、様々な学習の機会を提供してきております。情報の学習ということで、パソコンの使い方につきましては生涯学習課職員が講師となって出前講座などで対応してきております。

また、スマートフォンに関する講座につきましては、平成29年度に1度開催しておりますし、昨年度、令和3年度にも実施しております。今年度も、先月予定しておりましたけれども、こちらのほうはちょっと新型コロナウイルス感染症の関係から1度延期させていただいておりますけれども、今年度中に改めて開催する方向で予定しております。

昨年度のスマートフォン教室に参加した受講者の動機としましては、持っているスマートフォンを使いこなしたいという意見が多くありましたし、講座修了後にも、そのほかの機能も使ってみたい、知りたいという意見もありましたので、引き続き、住民が暮らしていく上で、そういった質の向上ですとか、必要な情報の取得に対応できるよう、ニーズを把握しながら学習機会を創出していきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 これも西和賀の地域としては、生涯学習の中ではスマートフォン、パソコンというのが、使いようによっては大変いい形になると思いますし、現在決済をスマホを使ってやったり、いろいろなことも出てきていると思いますし、いろんな面でそういうのを進めていくというのは、経費的にも時間的にもいい形になると思うのですけれども、なかなかきちっとその辺をうまく使えないということが往々にしてあると思うので、これはやっぱりレベルを上げるような講座とか、そういうことが欲しいのではないかなと思います。

今ひかり放送で毎日のように町民課さんのほうでいろいろやっていますけれども、いつでもできるような体制と、あと住民票、そういうのをもうちょっとみんなが手軽にというか、必要

に駆られながらできるような体制というのをつくっていくべきだと思います。趣味というか、関心のある方がそれをやるというのをちょっと超えていかなくは、今後の西和賀にとってはその辺が重要なポイントになるのではないかなと思うのですけれども、その考え方をちょっとお伺いいたします。

議長 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩をさせていただきます。

午後 零時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き、刈田敏君の一般質問を続けます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 午前中の質問にお答えします。

関心がある人だけでなく、関心のない人にも全体的に学習の機会をとということでしたけれども、こういった機器を利用できる、利用できないという部分に関しては格差が出てくるかと思っております。スマートフォン講座ですとか、こういった学習活動については、広報などで周知を図って、より多くの方に受講していただきたいですし、簡単なものであれば出前講座ですとか、今お願いしているのは携帯会社さんのほうをお願いしているもので、やはり専門的な分野まで幅広く教えていただけるといった部分もありますので、そういった学習の機会の回数を増やしながら、そういった部分を考えながら情報機器を使って必要な情報を得られるような機会を増やしていきたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 これはまさに、そういう方向でいってもらいたいと思いますし、これは教育方針演説の中でですけれども、急激に進むデジタル化社会で、少しでも困り感を抱かせずという、やっぱり便利を享受できるように学習の場を提供したいという思いだと思います。これは教育委員会のサイドだと思うのですけれども、これに関して

は町全体としてデジタル化、そういうIT関係をどう築いていくのかというのは横断的にやっていかななくてはならないと思うのですけれども、それによって生活の環境がよくいく可能性もあるわけでありまして、便利だったり、距離が縮まる、時間が縮まる、そういう意味では重要な位置を占めていると思いますので、この点は引き続きいろいろ課内でも考えながら進めていってほしいと思います。

次に移りますけれども、コロナ禍において地域の活動というのが本当に制限されるというような状況にあります。そこで今年度からコミュニティ・スクールに関しても、いろいろ動き始めるということでしたので、その状況をお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 コミュニティ・スクールの状況についてお答えいたします。

学校と地域の連携強化を行い、地域とともにある学校づくりを目的として、令和4年度から各学校に学校運営協議会を設置することとなっており、これをコミュニティ・スクールと呼んでいるところです。

西和賀町は4校全てにおいて設置済みであり、第1回目の会議が5月に開催され、学校の運営方針、計画等について協議がなされております。

また、実際に給食を試食していただく機会を設けたりしている学校もありますし、できるだけ委員の皆さんに学校へ足を運んでいただき、学校の様子を見て理解していただくことに取り組んでいるところです。

新型コロナ感染拡大により、ここ最近は訪問する機会が減ってきておりますが、学校との関わりの時間を大切にすることに取り組んでいくこととしております。

参考までに、委嘱している委員数ですけれども、湯田小学校が8名、沢内小学校が7名、湯田中学校が7名、沢内中学校が6名となっております。主に民生委員、教育振興会の役員、P

TA会長、地域団体等からの方々が委員として委嘱されているところです。

初年度ではありますが、予定としては各校とも年間三、四回学校運営協議会を開催し、学校の応援団としての協力の体制の充実等を図っていくこととしております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 今全部で30名ぐらいの方々が学校に足を運んでいろいろなことをしているということで、給食を食べたということで、これもやっぱりお話ししながら、子供たちと話をしたり、地域の話をしたり、いろんなことではいいと思います。

給食以外に何かやっていることがあれば、お伝えしたいのですが。

議長 学務課長。

学務課長 実際の活動というか、学校に足を運んでいただいて授業参観していただいたりとか、あと学校さんによっては通信、学校のほうに活動等を情報誌、コミュニティだよりというのを発行して、そういった地域との連携を図っている学校さんもあります。

いずれ地域と学校がパートナーとなって子供たちの成長を支えるということで、教育長のほうから各校長先生方に今年度言われているのは、地域と学校との距離感をできるだけ密にするよということ、できるだけ学校に足を運ぶ機会を設けるよということ、取り組んではきているところでしたけれども、ここ最近はやちょっとコロナの影響もあって、学校行事等案内できない場面もあるということではありますけれども、落ち着き等を見ながら、そういった地域との連携を図っていく場面をつくり上げていきたいと考えているところでした。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 地域とのつながりをつけるということで、コロナによっては祭りやいろいろなものが制限されていて、子供たちが地域に入っていく機会

というのが本当に減ってきているのだと思います。これというのは、将来的には非常に問題が出てくる可能性もあると思う。やっぱり地域の中で子供たちが育っていく、今のそういう学校に足を運びながら、地域とのまた連携もやりながら、地域の人たちと話をしながら、学校と話をしながら、そういうのをやりながら、コロナ禍の中でもできることを今きちっとやるのが本当に重要なのかなと思っております。

教育行政については、いろいろな面でコロナの影響も受けていると思うのですが、基本はやっぱり教育方針に掲げている、このことを進めていくことが大事だと思います。

その中であって、生涯スポーツということも、これはかなり町全体としての中では影響していくものだと思います。これまでの状況と今後の進め方についてお伺いします。

議長 教育長。

教育長 それでは、生涯スポーツ状況についてと今後の進め方についてお答えしたいと思います。

町民が生涯にわたり多様な形でスポーツに親しむことができるよう、例えば沿線野球大会とか、それからクロスカントリー大会、体育協会との共催による町民スポーツ交流会などに取り組んでおります。

また、高齢者を対象としていますが、ほのぼの学園等でグラウンドゴルフやニュースポーツといった子供から高齢者まで幅広い世代の住民に気楽に気軽に楽しんでいただけるようなスポーツ活動に現在努めているところです。

新型コロナウイルス感染の中ですが、大会、イベント等を実施する場合は、各スポーツ、またはそのイベントに関わって、対策ガイドラインを作成するとともに、各団体の企画に対しても感染症対策を確認し、指導者や参加者、主催団体等、お互いに留意していただきながら実施しているところです。例えば数日間体温を測っていただくとか、それを大会前に提出していただくというような対策を取っているところです。

しかし、残念ながら、コロナ感染症の拡大状況により、予定していた外部の事業が中止になったり、町が企画している事業なども中止せざるを得ない状況になったりと、現実はあるようにいかない場面も多々あるところですが、今後とも引き続き、基本的な感染予防対策を講じながら、積極的に活動を推進したいと考えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 生涯スポーツということは健康増進ということもありますし、コミュニケーションということもあるので、今の場合は各体協のほうの行事とかに参加するということでもありますけれども、情報提供というか、こんなことがありましたとか、あとは誰でも参加できるような、そういう種目等を考えていくことも必要ではないかなと思います。

そして、究極ですね、総合型地域スポーツクラブというものが、それは設置しなくてはならないようになっていく感じですが、そういうものを築きながら、町民全員がスポーツをやってみようとか、そういうふうにしていくことも今後必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の考え方を伺います。

議長 教育長。

教育長 そのとおり、スポーツにはそれぞれの体力向上、それからあとはやっぱり住民の絆づくりということで、非常に大事なことはそのとおりだと思っています。

それで、今現在検討しているところが、このコロナ禍において町民皆さんがスポーツとか体を動かすことについて、どれくらい意識して現在行っているのかということで、アンケートで調べようかなということで検討中です。例えば農作業とか何かの家事の中でも、体づくりのために意識しているという項目もつくったり、そうやっていかに体を大切にしているかという状況を調査し、またどんなニーズがあるのかとい

うことを確認しながらですが、検討を進めていきたいというふうに思っていますので、もしアンケートの際なんかは、皆さんにご協力のほどよろしくお願ひしたいなと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 アンケートは、すばらしいと思います。なかなか参加したくてもできなかったり、種目によっては違ったりすると思うので、意外と好きなどころには行ってやっているのだと思うのですけれども、本当に勝敗関係なく、コミュニティーのところを大事にする、ここがスポーツの場合は地域の行事とはまた別なところも出てくると思うので、要はいろいろな会話、対話する中で、自分たちがここにいるという意識を持てるような、そんな生涯スポーツというか、そういうものを何とか進めてもらいたいと思いますので、アンケートを呼びかけて、きちっとデータを取っていただければと思います。

教育行政については、これで終わりますけれども、教育委員会だけでなく、私はデジタルの分も、そういうコミュニケーションの分も、全てにおいてお話ししているつもりでありますので、理解していただければと思います。

次に移ります。開発総合センター跡地の利活用についてお伺ひいたします。これまで教育行政について質問してきましたけれども、要するにトータルした中で、そういうこともつなげられないかという思いであります。

西和賀町開発総合センターの解体により残された跡地について、今後の利活用の考えを伺ひます。持続可能なまちづくりを進めている本町にあって、産業の振興はさらに推し進めていくことが重要だと思っております。開発総合センター跡地については地理的条件もよく、町の重要な拠点となっています。この土地を活用することが必要だと思いますが、その考えをお伺ひいたします。

初めに、当面の利用計画についてお伺ひいた

します。

議長 総務課長。

総務課長 西和賀町開発総合センター跡地の当面の利用計画についてお答えいたします。

開発総合センター解体工事は、7月議会臨時会において請負契約の締結に関し議決をいただき、7月20日契約締結、21日に工事着手し、令和5年3月22日までの工期で工事を進めております。

開発総合センター解体後の敷地部分については、沢内庁舎の駐車場として利用する考えであります。

なお、駐車場として利用するに当たり、冬期間の除雪等も考慮し、解体工事において敷地のアスファルト舗装をすることとしております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 解体後は、アスファルトで駐車場にするということでありました。了解いたしました。

次の質問に移ります。それでは、今のこの大変なコロナ禍、それからいろいろな状況になって、総合計画等ある中で今後持続していくためには、産業面含めていろいろな面で思い切ったことをしていかなければならないのではないかなど私は思っていますけれども、長期的な利活用の考えがあれば、その考えをお伺ひいたします。

議長 総務課長。

総務課長 長期的な利活用の考えについてお答えします。

現時点で沢内庁舎の駐車場として利用する以外の利活用について、長期的な部分も含め、組織的な検討等を行っている状況にあります。

議長 刈田敏君。

1番 私もそう思っていますけれども、長期的なことでは、やるか、やらないかは別にして、やっぱり考えていくことは必要なのかなと思います。

提案と言えはあれですけれども、今日の今ま

でのこともあったのですけれども、こういう西和賀みたいに広くて、交通の便も悪くて、予算的にもなかなか思うようにいかない、そういうところにあっては、やっぱりデジタル化というのは非常に重要なところで、ポイントがあると思うのです。デジタル化を進める拠点、ここは施設はそれほどなくてもいいのですけれども、やっぱり環境がいいと思います。サーバー室等もあるので。それによって、IT化による情報を活用して、スマートフォン、タブレット端末、IC、電子マネーの活用を進めるというか、そこが中心となってやれるような、そういうことがあればなど夢見ているのですけれども、具体的には関連の産業、これまさにこれからはデジタル化によって、いろいろな面で情報が提供できるようになると思いますし、これは農業分野でもありますし、行政についてはペーパーレス、それからファクスによる申請等今多いですけれども、ファクスだけの対応というのは、これからはちょっと不便ですよ。その点は、できるところはきちっとスマートフォンであったり、パソコンであったりの対応ができるような、そういう取組、それは教育関係もですけれども、まさにそういうものの心臓部となる、どこでもいいというわけではないのですけれども、やっぱりそういうことを進めることで、町もデジタル化に進んでいけるのではないかなということでもありますけれども、その点については提案というかあれですけれども、町長はどのようにお考えですか。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

デジタル化につきましては、情報通信を進めていくということも含めまして、こういう地域において産業振興を考える場合に、お話しのように大変重要なことであると思っておりますし、いろんな機会を捉えながら進めていきたいと思っております。

今もそれに関連して、いろんなお話もいただ

いておりますので、そういうようなお話も含めて多角的に、今ご指摘のようなことを踏まえて進めていきたいと思っております。

ただ、それを拠点を設けて、例えば今の開発センターの付近でというアイデアは持っておりませんでしたので、今いただいたアイデアも含めまして検討していきたい事項かなと思っております。

ただ、ちょっと話ずれますけれども、開発センターにつきましては、今課長が申し上げたとおりの現状でございます。具体的、長期的利用について、組織立って庁内で検討はしておりません。ただ、私就任以前から北部といいますか、沢内方面における、みんなが集う集会施設、やはり必要ではないかというようなお話いろいろ伺っております。そういう情報化で、遠隔的にやることも大事ですけれども、利用に当たってはみんなで話をしながら、どうやるのだというような場面も重要かと思っております。そういう場面を含めての集会施設等はどうかかなというようなお話は、いろいろ考えを巡らしておりますが、以前は庁舎については、合併時から合併後もやっぱり1か所で、みんな職員そろって仕事をしたい方がいいだろうなというような思いも強かったのではないかなと思うのですが、コロナの時代等を経て、むしろ分散型でいろいろやるというのも一つの考えかなというような点も出てきまして、そしてまた合併時に新たな保健センターの問題等もありまして、その辺の庁舎の在り方をもう少し捉え直して、多角的に検討していくことも必要かなというふうに私自身考えているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 町長としては、何かしらは考えていきたいというようなことであります。まさに今集中というか、西和賀町はもう大変だと思うのです。午前中も話したけれども、学校もこれ1つにするのか。そういう点から考えると前にあった、ましてや沢内庁舎の分は産業をまず主に進めて

いくということの中で、これまでの経緯もありましたし、そういう点では、ある拠点を置きながら、その中でやっていく。

集会施設ということでありますけれども、まさにこれから人口が減っていく中であっては、会議をするのに1つのところに行って、貝沢のほうからと巢郷のほうからと来て会議をするなんていうのは、これは全く大変な話であって、そこではちゃんとしたりモートでできますから、そういうことも考慮しながら、やっぱり拠点を置く中で全体を考えていくことも重要なことになるのではないかとということです。それをこれから考えていただければと思います。

重複していくと思いますけれども、これで質問終わりますけれども、本当にコロナ禍にあっては、またいろいろな問題があって、大変な状況になっていますけれども、今後の生活スタイルというのは本当に変化していく状況にあると思います。持続可能な新たな西和賀町を築いていくかということになれば、本当にこれから数年というのが重要な時期になっていると思います。そのために対応策として事業等を検証し、継続していくものと、また変革していくものを見分けながら、その中でもデジタル化の推進、地域コミュニティの在り方の検討、それから産業の再構築、そして長期ビジョン、それに伴う政策の事業の推進をしていただければと思います。

町としての職員の皆さんの手腕を存分に出していただきたいと思ひますし、それを引っ張るのは内記町長であります。その辺を踏まえて、何とか持続できる西和賀町、それをどのように持っていくのだという内記カラーを出していただければと思うのですけれども、何か一言あればお願いします。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。私の基本的な考え方としては、い

ろんなチャンス、場面ある中で、やっていく上で大事なものは、当事者同士の話し合いだということを、対話だということを申し上げてまいりました。それを基本としまして、今いただいたような考え方を具体的な課題を提示しながら、一つ一つ示して、それについて対話を重ねてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 刈田敏君。

1番 これで一般質問を終わりたいと思ひます。

コロナに関しては自己責任で、健康もですが、そういうことをやりながら、やっぱり昔のような町を、昔にやったコミュニティ含めて、それができるように町としては全力を挙げて頑張っていたいただければと思ひます。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで1時35分まで休憩いたします。

午後 1時26分 休 憩

午後 1時35分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、早川久衛君の質問を許します。

早川久衛君。

9番 こんにちは。ご苦労さまです。このたびは、実は久々の一般質問で大変緊張しておりますので、最後までよろしく、お手柔らかにお願いをしたいと思います。早川です。

それでは、私は5項目にわたって一般質問のあれをやっておりますけれども、範囲が広いので、1項目ずつ順次やっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

1番目は、若者の定着と人口減についてであります。平成22年頃には、いろいろと企業誘致を頑張ってきたと思ひ起こされますが、今後町としてはどう考えているのかというのが1点目。

それから、当町の高齢化はもう50%以上になっているのが現状であるので、これを今後どう

考えるかというのが2点目。

それから、3点目に、令和20年頃には西和賀町は北上の奥座敷とまで言われ、企業誘致や観光客の誘致など、大変活発に西和賀に来るような活動をしてきました。ところが、今思えば難点は、107号の整備が非常に遅れておるといのが原因と言われておりますので、今回は町の県に対する重点要望になっているようですので、お答えをお願いします。

議長 内記町長。

町長 若者の定住と人口減につきましては、担当課長から答弁します。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、若者の定着と人口減に係る企業誘致については私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

ご質問のとおり、平成22年度において、町議会町政調査会により養豚場誘致について現地視察を行っていただいた経緯がございました。本企业からは、平成14年度に進出の打診を受けておりまして、町村合併後も誘致候補地として継続的に協議を行ってまいりましたが、水源上流地域であることなど、周辺環境について最終的な妥結が得られず、また東日本大震災の影響など、外部要因も重なり断念した経緯がございます。

また、平成28年度には、企業誘致を含む企業と町との連携を図るため、専門職を雇用し、ビジネスマッチング事業を展開してまいりました。地元進出企業との連携を図り、さらに進出各企業の本社との連携を密にすることで、新たなビジネスチャンスを迅速にキャッチし、動ける体制づくりに着手いたしました。

本事業も含め過去の誘致事業により、課題として明白になったこと、本町における立地条件や住民感情に適した工法業種の設定、それに応じた誘致地の選定、交通網の諸整備、工場用水の確保など、誘致企業に特化した体制づくりが必須であります。

また、企業との交渉時においては、進出を目指す企業のスピード感、本町において用地確保や造成などがなされていなければ、交渉の場にもつけない状況であったというふうに思っております。事前に専門監など、人材の質、量の確保、資金の準備などが必要となり、現在は大型誘致事業の推進は難しい状況となっております。そのようなことから、企業誘致については、継続的にチャンスをうかがいながらも、現在の情報化時代に合わせた多様な企業との交渉も視野に入れ、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、多くの従業員の雇用は難しくとも、今後の事業拡大による雇用者増を目指しまして、新たな起業、創業を目指す方や、新たなビジネスチャレンジを行おうとする事業者への支援を拡大しておるところでございます。

以上です。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、2つ目の質問につきましては、私のほうからお答えしたいと思います。

高齢化率が50%以上になっている現状をどう考えているかという部分でございますけれども、西和賀町の人口は、令和2年度の国勢調査時点で5,134人、65歳以上の高齢者が2,619人と、高齢化率は51%となっております。岩手県内において高齢化率が第1位となっている状況でございます。

進学、就職を機にした転出や出生数の減少から、少子高齢化の構造が続いており、人口減少と高齢化が進むことは、産業や地域など、まちの担い手の確保にも影響がもたらされることから、克服していかなければならない大きな課題と認識しております。

以上です。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

107号の道路が非常に悪いという関連のご質問

についてお答えさせていただきます。国道107号に関する県に対しての要望の状況であります。昨年度の地滑りによる全面通行止めを受けまして、本町のほか北上市、横手市、それぞれの行政当局、議会、商工観光団体、合わせて15団体による一般国道107号（川尻・当楽間）改良整備促進期成同盟会を立ち上げ、以降県や国、国会議員への要望活動を行ってきたところであり、直近では8月1日と2日の両日にわたり、国土交通省と財務省、関係の国会議員へ要望を行ってきております。

また、町単独での要望といたしましては、8月10日に県南広域振興局に出向き、岩手県への要望、全14項目の一つとして、国道107号の改良整備促進について要望を行っております。

現在の状況としては、以上のようなところではありますが、議員のご指摘の課題である道路状況が非常に悪いということは、町といたしましても、かなり以前から認識しており、書類が残っていて確認が取れる最も古いところでは、少なくとも平成5年度から当時の湯田町において、大石から当楽までの区間の改良整備について、県や国に対し要望を行ってきたところでもあります。

こうした地道な取組が少しずつではありますが、実を結ぶ形で、また道路管理者である岩手県の特段の取り計らいもいただき、例えば道の駅錦秋湖のところの杉名畑トンネルをはじめ、ここまで徐々に改良整備が図られてきており、20年前からすれば確実に道路条件は改善されているものと承知しております。

また、今回の災害復旧も、トンネル化という私どもも望んでおりました工法を採用していただいたことは、非常にありがたいことだと思っておりますが、この区間には大型車両の擦れ違いが困難な狭いトンネル箇所や、勾配がきつい急カーブ、雪崩の常襲箇所など、依然として危険箇所が残っている上、今回の災害箇所以外にも、数多くの地滑り地形が分布していることが

分かっております。

したがいまして、要望事項といたしましては、一日も早い仮復旧、本復旧は当然のことですが、もう一つは、本路線が将来的に安全で信頼性の置ける道路になるということが見通せるようなグランドデザイン、将来構想を示していただきたいということで要望をさせていただいているところでございます。

議長 早川久衛君。

9番 いろいろとご答弁をお聞きしました。やっぱり企業誘致はかなり難しいという認識を私も持っております。それで、そうした場合に、実は隣の北上市さんにはキオクシアやらTDK、この場所は国内でも最大手でありますので、所得も全然違う。はっきり言って、西和賀だとざっくり言って、若い人方で年俸250円ぐらい。ところが、今言ったキオクシアとかTDKは450万ぐらいということで、所得も全然違うわけで、私なぜこのことを言うかということ、若者が西和賀から30分で行くのですよ、今のTDKは、30分といったら、町内移動みたいなものです。だったら、若い人方に大いに奨励をしたり、いろいろ助成をして、思い切って企業誘致よりも和賀町というか、北上のほうに通勤すれば、若い人方は、西和賀の人口も当然増えるわけで、今人口減でいろいろと苦心しているようだけれども、これ一番手っ取り早い人口増につながると、こう思っておりますけれども、その点はどう考えますか。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

今のようなお話も、本当に現実的対応策の一つであるというふうに思っております。働き方も、先ほどもありましたけれども、デジタル化とか通信の発達によりまして、どこにいても仕事できるというような状況も含めて、やはり地域に住んでいるということの魅力を増すことによつて、ここから通っていただけるような状況を整備していくと、あるいはいろんな支援策を

模索していくということは、ご指摘のとおり必要なことであるというふうに考えているところでございます。

議長 早川久衛君。

9番 分かりました。方向性が出たようですので、次に移らせていただきます。

次に、民営の保育所と町営の保育所についてお伺いをします。まず、町内には5か所の保育所がありますけれども、この5か所のうち愛児会のほうが旧湯田で2施設、それから町営のほうが49人の児童を抱えて3施設ということで、予算は民営が2施設で約7,200万、それから町営のほうは3施設で49人で、大体1億2,000万ぐらいかかっているということ、実はこれ今から10年ぐらい前にもかなり指摘はされておったのですけれども、一向に改善されておられませんけれども、現状を当局では、担当者はどう考えているか、お伺いをします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、民営の保育所と町営の保育所の経営経費の違いというところについて、お答えさせていただきたいと思っております。

ご指摘のとおり、愛児会さんのほうですけれども、令和3年度の決算、措置費として支出しているのは7,200万円ということで、一方町営のほうは1億2,000万ということですが、施設が2か所と3か所の違いがありますので、そういった施設経費とか人件費のところ、やはり差が出てきている部分だと思います。ですけれども、個々の運営費自体の部分につきましては、私立、公立とも同じと私のほうは認識しているところです。施設の維持経費、あとはやっぱり箇所数違いますので、そういった部分での人件費対応の部分で差が生じていると認識しているところです。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 片方は3施設だと、経費がかかるのは当然だと言いますが、町民、今非常に財政

難という、今日も何回かその財政難という言葉が出ていますけれども、実は愛児会は1人当たり153万ぐらいです。町営のほうは幾らかと、1人当たり244万です。そんなの私が言わなくても当局では十分検討しているだろうと思えますけれども、その点、今4年ですから6年頃には児童数も今の大体半分になるだろうと思えますけれども、今後の方向性について、もう一回お伺いをします。

議長 学務課長。

学務課長 保育施設の運営と今後の方向性についてお答えさせていただきます。

先ほど来お話ししておりますけれども、沢内地区は公立保育所が3か所、湯田地区は私立保育所2か所で保育施設の運営がなされておりますけれども、ご指摘のとおり年々児童数が減少しており、特に歳入面での財政運営に厳しさが増してきている状況にあります。少しでもこの部分の改善を図るため、昨年度、私立保育園の定員数を下げて、措置費単価を下げる対応をさせていただきましたけれども、厳しい状況が続いている状況にあります。近年の出生数が激減しており、令和元年度は19人、令和2年度は17人、令和3年度、昨年度は9人となっております。保育所運営に児童数は大きく影響することであり、今後の保育所、園の在り方検討については早急に対応しなければならない課題であると認識しております。

まずは、検討の方法、スケジュールを示していきたいと考えております。今年中に内部協議を重ねた上で、検討スケジュールをまとめていきたいと考えておりますし、並行してにしが愛児会との来年度以降の経営面について意見交換を行っていきたいと考えております。

今後の方向性としては、現状の児童推移等を踏まえての再編も視野に入れた保育施設の適正配置、ニーズに応じた保育サービス等を協議する保育環境の在り方検討組織を設け、保育環境の在り方を検討していきたいと考えているとこ

ろです。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 これまた方向性が大体今学務課長から出ましたけれども、実は10年前にも決算監査で指摘されておるわけで、もう10年になっておりますので、一向に改善されていませんので、方向性が出たら結論が出るように早急に、これは財政難も伴いますので、検討していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に進みます。道の駅と基金の運用についてであります。基金運用については、令和3年度の基金残高は幾らかということと、国道107号や県道1号のいずれかの場所に道の駅を移動すれば、地域に対する経済効果、特に雇用と農業の発展と、また町にとっても町民にとっても今後の西和賀の方向性にも影響があると思われるが、町としてはどう考えているかお伺いします。

議長 企画課長。

企画課長 基金の運用について、令和3年度の基金残高及び利息についてのご質問にお答えいたします。

町では基金条例を定め、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けております。その種類は、地方財政法の規定に基づく、いわゆる財政調整基金や減債基金として財源調整及び財政需要に対処するための資金積立てや、ある特定の事業を実施するために積み立てられる資金、特定目的基金でございます。

お尋ねの令和3年度末の基金残高でございますが、現金は37億3,921万5,963円、債権は2億4,858万1,000円、土地貸付金等は6,793万9,837円、合計で40億5,573万6,800円でございます。

なお、決算書の318ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、利息でございますが、財政調整基金ほ

か9基金の利子の合計でございますけれども、40万円ちょうどになってございます。

以上でございます。

議長 内記町長。

町長 私から道の駅に関わる部分でお答えさせていただきます。

初めに、道の駅錦秋湖の現状について申し上げます。国道107号の地滑りによる全面通行止めに伴い、昨年5月2日から長期の休業を余儀なくされております。付近では、7年前にも大規模な土砂崩落が発生し、同国道が通行止めとなったため、今回同様に長期の休業に追い込まれた経緯がありますが、今回も運営会社である西和賀産業公社もそうですが、町全体の経済活動にも大きな影響が及んでいるという状況でございます。

こうしたことから、昨年度、道の駅錦秋湖の移転も含めた道の駅の在り方を調査検討するため、コンサルタント会社に業務を委託するとともに、役場庁内のプロジェクトチームで議論を深めてまいりました。移転の是非そのものに関しましては、私も移転が望ましいという認識に至っておりますが、道の駅の移転は全国的にもまれなケースであり、単純に道の駅を新たに造るよりも、乗り越えなければならぬハードルが多いということも感じております。その一つは、道の駅錦秋湖が町と道路管理者が連携して整備した一体型施設であることから、まずは道路管理者であります岩手県のご理解とご協力が不可欠であるという点がございます。

この点について現状を申し上げますと、正式な要望といたしましては、先月10日に行われました県に対する要望におきまして、この道の駅錦秋湖の移転の件を要望したところであります。まだ緒に就いた段階ということでございます。今後さらに県との連携を深めながら、話し合いを重ねていきたいと考えております。

一方で、町として、道の駅にどのような役割を与え、どのような効果を期待するのかという

考え方、基本構想づくりにも取り組んでいきたいと考えております。これは、単に立地場所に難があるから移転するというような発想ではなくて、移転することによって新たな役割や経済効果、地域経済に及ぼす波及効果など、発展的、積極的な理由や根拠を示すためにも必要、有意義なことであり、この場合、まさにご指摘いただきましたような今後の西和賀の方向性に最も影響があるという点からも、非常に大事なことであるという考えでおります。

議長 早川久衛君。

9番 分かりました。40億近いお金を預金して40万の金利とは、いささか、恐らく町民、今聞いている方はびっくりしているだろうと思います。

実は、今西和賀のある金融機関の預金高は160億です。40億近くが町です。恐らくは二十三、四%が町で、私は160億というのはびっくりしました。ここはまだ2か所の金融機関ありますから、相当、300億以上の預金高があるのではないかと思いますけれども、これについて町では、この基金を活用するという考えがあったかということが第1点。

それから、第2点目、これ4番にも影響しますけれども、道の駅ですけれども、道の駅を考えなくて、実はもう4年、5年とかかるわけですから、4番で言おうかなと思ったけれども、地域の農業の発展のために、地域経済の発展のために、思い切って、道の駅ではなくてもいいから、国道107号と県道1号に交わる場所に産直と食堂を早急に建設すれば、十分企業も雇用もみんな影響が出るのではないかと思いますけれども、この2点についてお願いします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私のほうから基金の活用についてお答えしたいと思います。

先ほどもちょっとお答えさせていただきましたが、それぞれ基金には目的があって設置をさせてもらってございます。特目の基金としまして

も、それぞれ活用する目的に合わせた形での運用をさせてもらってございます。今回道の駅の部分として活用できないかということのご質問だと思うのですが、それに合わせた基金を設置するという形で設置をすれば、そういった形での運用というのは活用というのはできるかと思いますが、現時点で今の基金の状況からしますと、その部分における財源としては今のところは基金としては持っていないという状況になります。

ただ、財源の考え方という部分でちょっとお話をさせていただきますと、やはり県や国の補助金、そういったものをまず第一優先で探すといいですか、活用を考えるということが前提になってくるかと思いますが。ただ、それが10分の10、100%の補助金であれば問題ないわけなのですが、そういった補助金というのはなかなか現時点ではないというのが現状でございます。そういった場合、その不足する分といいますか、事業者負担分、それをどうするかという部分になってくるわけですが、そういう部分については起債の活用と、地方債を活用するという部分になってくるかと思いますが。起債を活用する部分につきましても、交付税算入率、そういった有利なものをいかに探していくかということになってくるかと思いますが。

いずれそれぞれの基金には目的があって活用させてもらっていますので、道の駅に現状で充当できるかといいますか、活用できる部分は今のところは持ち合わせていないという状況でございます。

議長 内記町長。

町長 道の駅及び産直的施設のご指摘あった部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ご指摘ありましたように、道の駅という形で移転、ないしはそのほかの方法も交えて検討し進めた場合に、相当程度の時間がかかるということは、これは避けられない見通しになると思

います。一方で、そうしている時間があるのかというご指摘、そのとおりだと思います。そういう点では、道の駅にかかわらず、また規模にかかわらず、試験的に、あるいは実証的にやっているとところは取り組んだらということはお指摘のとおりだと思いますので、その辺も含めて検討をしたいと思います。

特にいろいろ地域から、こういう形で産直的なものができればというようなご提案なりいただいているところもありますので、その辺も含めてお話のような方向で検討を進めたいというふうに思っております。

議長 早川久衛君。

9番 企画課長は、ふるさと納税1億9,000万ぐらいあると先ほどから言われていますけれども、このふるさと納税は、ふるさとなどの地域を応援するために平成8年から始まっている事業だと思いますので、自治体がもっと元気になる、それから第1次産業が元気になるというのは、こういう寄附金を活用したら、一番ぴったりの事業ではないかと思えますけれども、今企画課長は全く考えていない感じの、そういう事業の基金はないと言われましたけれども、ふるさと納税を満額使うことはできないですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、私のほうからふるさと納税についてお答えしたいと思いますけれども、ふるさと納税は先ほど議員おっしゃるとおり、令和3年度は1億9,340万ほどというような寄附をいただいております。まず、その中でふるさと納税事業自体に係る経費というものがございまして、約5割ほどが使われているということです。

あと寄附の目的なのですけれども、寄附を募る際に6つの町の政策を示して寄附をいただいているということです。例えば活力ある産業振興のための事業ですとか、若者定住のための事業、子育て支援のための事業、健康・生きがいづくりのための事業、地域力向上を図るための

事業というようなことで、それを選択していただいて寄附をいただくというような形になっております。それを受けて町のほうでは様々な事業のほうに充当しているわけなのですけれども、約20ほどの事業がありまして、一例でいきますと子ども医療費給付事業ですとか、乳幼児健診の事業というような形で、まず充当しているという、そういうふうな基金の使い方をしているものです。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 これは全く私も考えていなかったわけですが、第三セクターの前段の話、ちらっと今日出ましたけれども、第三セクターは実は3年度の決算で2,000万ぐらいの赤字を出しております。それから、二、三年前には債務超過になっていますから、このままでいけばかなり危機的な第三セクターの状況に陥るのではないかと思うわけで、そんなの2億、3億借りたって、金利が微々たるものだから、第三セクターを救うためにもプラス・マイナス、1号線なり107号に移れば、かえって利益が出ると思いますが、その点はどう考えますか。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

ご指摘のように、産業公社はそういう状況にあります。私の社長という立場からしても非常に危機感を持って当たっているところであります。一方、町の長としての立場からと併せまして、今その状況をどう打開できるかということで、お互いに場を設けて検討をしているところでございます。

そうした中で、やはり道の駅の営業休止というのが大きく響いているのも現状でありますので、そこも含めまして今対応策を練って、持続できるような形にすべく、それを進めさせていただいているところでございます。

議長 早川久衛君。

9番 これまた方向性がある程度出てきたよう

です。4番目に進ませていただきます。

4番目は、6次産業の今後の方向性、これ先ほどから議論している産直とも影響しますけれども、改めて6次産業の方向性についてを質問します。

魅力的な西和賀農業の在り方として、役場職員が農産物を収集運搬して販売をしているというマルシェの考え方、これでいいのかというのが第1点目。

それから、良質な農産物を販売するには、もっと地域の普及センターなり農協が協力をして農家の育成に当たったほうが、消費者に非常によいもの、高いものを売って、経済も潤うのではないかというのが2点目。

それから、3点目は、産直、道の駅に生産者が自分で並べて、10人でも3人でもいいから、お互いの農家の人が品物を見比べしながら、消費者にいいもの、高い品物を買うというのが産直の一番の……先ほどから挙がっている道の駅というよりも産直と食堂を兼ねた、西和賀の一番の課題だろうと思いますけれども、その点、今後の西和賀の農業なり経済効果に大変大きな影響が出ると思いますので、考え方をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから、ただいまの質問につきましてお答えをさせていただきますと思います。

まず、1つ目でございます。マルシェの考え方ということになりますけれども、にしわが食材マルシェでございますけれども、令和2年度から始めて、今年で3年目ということになります。この事業は、町内における野菜の生産や販売の可能性を探るとともに、将来的には産直野菜として販売を行う際の様々な課題を明らかにすることを目的として行っている社会実験事業であるということです。

令和5年度以降につきましては、これまでの事業の総括を行った上で、生産者自らが運営を

行う仕組みづくり、これに移行する取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

まとめてお答えよろしいでしょうか。

(はいの声)

農業振興課長 それでは、2つ目でございます。

よい農産物を販売するために、普及センター、それから農協の協力はということでございますけれども、その質問についてお答えをしたいと思います。

3年間にわたって実施してきた、にしわが食材マルシェを通じて明らかになった生産物をめぐる課題ということは、次の3つにまとめられると思います。1つ目は、期間を通じての生産量が安定せず、量も十分でないということがあります。それから、2つ目、品質にばらつきがあって加工がしづらいということがあります。それから、3つ目なのですけれども、野菜の種類によっては、市場に出回るものと重複するというものがあります。そういったときは、価格が安定をしないということが往々にしてあるということでございます。

これらの課題を解決することによって、品質がそろった野菜等の安定供給を図るということを目指して、現在にしわが野菜等生産加工研究会というものの、これ仮称なのですけれども、その設立に向けて準備を進めているということでございます。この研究会に、西和賀普及サブセンター及び花巻農協の方にも加わっていただき、先ほど申し上げた課題の解決に向けて、技術的な指導を行っていただきたいということを考えているということでございます。

それから、続けて3つ目でございますけれども、生産者自らが農作物を並べてという部分でございますけれども、これにつきまして、生産者の高齢化に伴い、自ら生産した野菜を袋詰めし、値段をつけ、それを販売所に輸送、陳列するという作業を生産者自身が全て行うのは難しくなっているというのが現状です。

にしわが食材マルシェは、そのような現状を

踏まえた上で、どの部分を支援をすれば野菜の生産から流通、販売が回るのかといったことを明らかにするというを目的として実施をしたということでございます。議員ご指摘の点を踏まえて、この事業で明らかになった課題を一つ一つ解決しながら、生産者自らが産直の運営を行い、自立した経営を図る姿といったものを目指して、行政サイドとしても必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 早川久衛君。

9番 これから普及センターなり農協さんと一緒に方向性を考えていくということですが、今までのマルシェのやり方は、これは役場ではなくて、実はJA、農協さんの事業としてやるのが本来の姿だろうと思います。それを今までどうして3年もやってきたかというのは、ちょっとそれは終わってしまってから何とも言えませんが、その辺も十分含めながら今後はその会合の話題の一つにさせていただければ、このマルシェも産直とつながって、いろいろ西和賀の第1次産業も変わっていくのかなと思いますけれども、その点いかがですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 普及センター、あるいは農協との協力の在り方という部分に関しては、ご指摘の点も踏まえながら、先ほど答弁で申し上げたとおりなのですが、いろいろな課題が具体的にになってきましたので、それを提示しながらしっかり相談を申し上げて、一緒に解決していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 早川久衛君。

9番 ちなみに、今マルシェで役場職員が、毎日だが何日に1回だか分からないけれども、どの程度の労賃と経費かかって、その経済効果はどうなっているか分かりますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

ちょっと細かな数字ではなくて、大まかな数字ということになりますけれども、職員の時間外ですとか細かな経費は、大体45万程度だったというふうに記憶をしております。

今なのですけれども、令和4年度は木曜日、金曜日、土曜日ということで取組をしました。昨年度は、たしか水木金ということでやったと思うので、大体同じような感じだと思うのですが、売上げは大体50万弱だったというふうに記憶をしております。そのような形になっております。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 50万というのは1日ですか、事業の全部ですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それは、事業全体を通じての売上げということでありまして。小売店から農家に対して支払った金額が51万円ということになります。

議長 早川久衛君。

9番 何だかんだ言うわけではない。45万かけて51万売ったなんていうのは、頭からこれ大変な事業なわけですから、一日も早くこういうのはやめて、やっぱり産直を造りながら、農家自らがいいものを、経済力にも影響しますので、そういう方向でやっていただければ、非常に西和賀の農業も活性化するのではないかと思いますので、何か町長のほう、再度また先ほどのあれにもなりますけれども、あれば答弁をお聞きします。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

考え方、取組については、課題を明確にして取り組んでいくという、非常に行政的にはオーソドックスな方法で、正攻法であると思いますが、今のような実態もございますので、しっかり受け止めて、ご指摘のような形でつなげるように取り組みたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

議長 早川久衛君。

9番 それでは、最後の質問に移らせていただきます。

最後は、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですけれども、現在の進捗状況、それから4年度に会議を3回持つという計画になっておりますけれども、その状況、詳細について伺いをします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

現在の進捗状況でございますけれども、西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少対策として、平成27年10月に策定されました。令和3年3月に第2期として新たに策定しており、現在は5か年計画の2年目となっております。

第2期の計画は、より人口減少対策に資する計画として、社会増減、自然増減、関係人口の3本の柱として基本目標を定め、重点事業としては地域資源を活用した産業振興の中心となる地域商社事業の推進、西和賀高校の魅力化により県内外から生徒を確保することによる担い手の育成、町の出身者や町を応援したい方など多様な方に西和賀町のまちづくりに関わってもらい関係人口の拡大について取組を進めているところです。

これまでの取組としては、地域資源を活用した地域商社事業を推進するため、関係課、関係機関による専門家による勉強会を行いながら理解を深めているところです。

西和賀高校の魅力化としては、県外からも西和賀町で学んでもらう生徒を募集するため、西和賀高校、教育委員会と連携しながら、西和賀町ならではの学びとして、地域ブランドであるユキノチカラと連携し、地域の産業などを学びながら、高校生が自ら商品開発に関わる取組を

進めており、来年度に向けた県外募集のコンテンツとして活用を進めています。

関係人口の拡大としては、観光やふるさと納税など町外の方から西和賀町に経済的に関わってもらえることに加え、出身者に対する地域情報誌の発送を通じてつながりを維持し、相互に支え合う体制づくりに努めているところです。

続きまして、2つ目の質問ですけれども、令和4年度における実施した会議の内容についてということなのですが、総合戦略の検証及び推進につきましては、産業や教育、福祉や金融など、各分野の委員による西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を定期的開催しております。

今年度につきましては、まだ開催は行っておりませんが、直近では令和4年3月に開催しており、さきにご報告した、その重点事業の状況を報告しながら意見を伺っているというところでございます。

また、推進会議のほかにも地域商社事業については、産業公社の経営支援会議ですとか、西和賀高校の魅力化については、西和賀高校と教育委員会、関係人口についてはふるさと納税の推進に向けて北上信用金庫などと、それぞれ会議を重ねながら取組を進めているところでございます。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 3月にその会議が終わって、4年度はまだ一回も開かれていないということですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 令和4年度につきましては、まだこれからということで、まず開催する計画は立てております。4年度につきましては、関係人口の拡大プランの策定ですとか、あと様々な重点事業の検証結果についてお示しするというようなことで、今まさにその検証に向けて各課等からのヒアリングなどを行うような予定にしておりますので、それを経た後にまず会議を

行うというようなことで考えているものです。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 大体にして今もう9月ですか、半年も過ぎていますよね。それで3回の予定を持っていて、4か月に1回で、大体今だと1回半ぐらい開かれていなければならないように私は思うのだけれども、事情あってだか何だか分からないけれども、半年たっても全然会議そのものを開いていないと。予算を取って、そういうありさまでいいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 会議につきましては、先ほども申しましたとおり、検証結果を得ながら、まず会議に諮るといようなものです。そもそも総合戦略の推進会議の目的という部分でいきますと、総合戦略等で定められた施策及び事業の効果を検証するといような部分ですし、あとは総合戦略等の見直しに関することといようなこと、またその他総合戦略等の推進に関することといようなものが目的となっておりますので、まず会議自体におきましては効果の検証をメインといふうに考えているものです。まず、計画どおり実施したいといふうに思います。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 非常に心配をして終わりたいと思います。この状況では、とてもではないけれども、西和賀のまちづくりはできたものではないということをお願いをして、私がこれ以上言ってもどうしようもないわけですから、もうちょっと積極的に、計画したらば実行に向けてやるのが各担当課の職務ではないかと思っておりますけれども、年間3回やりますなんて計画は立てていても、いまだに6か月過ぎててもやれないといような状況では、もう先が思いやられますけれども、以上で苦情を言って今回は終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。どうもあ

りがとうございました。

議長 以上で早川久衛君の一般質問を終結いたします。

ここで2時40分まで休憩いたします。

午後 2時25分 休 憩

午後 2時40分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 皆さん、こんにちは。本日3人目、本日の最後の一般質問となりました高橋宏です。よろしくお願ひいたします。

現在、日本国内、西和賀町を取り巻く環境は、コロナウイルスの感染症、またロシアによるウクライナ侵攻による影響で資材、燃料が高騰しており、不安要素が増しております。せめても、現在接近中の大型台風11号は、最低限影響がなく通り過ぎてくれればなと願うばかりです。

私が今日通告しているのは、2点質問事項ありますので、通告に従って質問していきたいと思ひます。

最初は、西和賀町が所有している施設の管理運営についてであります。西和賀町は、合併町村であるために、多くの施設を所有しております。このような施設の中で、現在活用されていない施設、また一部しか活用されていない施設はどの程度あるのか。そして、その維持管理はどれくらいかを伺いたいと思ひます。

議長 内記町長。

町長 町が所有している施設に関しましては、担当課長から答弁します。

議長 総務課長。

総務課長 町が所有している施設に関してお答えいたします。

まず初めに、町が所有し活用されていない主な施設についてですが、小学校統合に伴う旧小学校施設、町立西和賀さわうち病院の移転新築に伴う旧沢内病院施設、太田母子健康センター、

高齢者コミュニティセンター、公民館を地区集会所として地区管理に変更したことに伴う旧公民館、老朽化などに伴う川尻体育館などが挙げられると考えております。

次に、一部しか活用されていない主な施設についてですが、一部しか活用されていないという定義といたしますか、判断が難しい面がありますが、そのように考えられる施設としては、公民館を地区集会所として地区管理に変更したことに伴う旧湯本地区公民館、旧新田郷地区公民館、西和賀消防署の移転新築に伴う旧西和賀消防署湯田出張所などが挙げられると考えております。

これらの施設維持管理費については、建物共済掛金、光熱水費、設備保守点検料などで、年間約700万円程度と考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今総務課長お答えしていただいたように、一部使用していないというのは、なかなか規定がはっきりしていないので、難しい面があったかなと思うのですけれども、私自身気になる施設を幾つか、担当しているであろう課に分けて少し具体的な施設、今総務課長が言われた施設と重複する部分あるのですけれども、お聞きしていきたいと思っております。

その前にといたしますか、この質問をするに当たって私思ったのは、昨年議会のほうにも要望が出されましたけれども、北部活性化事業では旧貝沢小学校の利用が計画されておりました。校舎の中とかを使って地域を活性化していきたいと、議会でも採択されておりますけれども、このように町民が活用されていない施設を利用するに当たっての条件はあるのか。また、学校であれば目的外使用というような場合もあると思うのですけれども、その場合の規制緩和とか規制撤廃は、どのような場合適用されるのか。施設名をこちらからお聞きしていきたいので、担当の方から回答していただければなと思いま

す。

今お話があったように、廃校になった旧校舎、体育館、またそれに伴う教員住宅、あとは今年から使用されていない給食センターについての現在の状況と活用方法についてお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから空き校舎の利用についてお答えさせていただきたいと思っております。

使用に当たっては、現在としては教育財産の使用許可を出していただいて使用するという形になるかと思いますが、実際空き校舎の部分で、駐車場、校庭の部分は、実際資材を置かせていただきたいとか、地域で利用させていただきたいとかで利用はあります。ただ、校舎の部分につきましては、水回りが全然使えない状況ということで、やっぱり水回りが使えないということはトイレが使えないということで、使用していただく部分はちょっとできない状況にあるというのが事実で、校舎利用については、今は一般にすぐ貸し出せる状況にはないという状況であります。使用上の、水回りできない部分がありますので、現在校舎部分につきましては、そういったお貸しはしていない状況にあります。

そして、あと空き校舎の部分、例えばですけれども、譲渡とか、そういったほかに使用させるとなった場合ですけれども、以前は教育的な部分の国の補助金があって規制等がありましたけれども、今はもう緩和されておまして、報告等で済む状況ですので、使用に関しては昔に比べればと言っはなんですけれども、手続上は緩和されている状況にあります。

あと、旧沢内給食センターのところについてですけれども、現在の状況からいいますと3分の1程度は給食の搬入口と、あと牛乳用の冷蔵庫を設置したりとか、あと子供さんたちが入ってきて学年ごとに給食を取りに来る棚とか置いているスペースになっています。あと3分の2

程度は、まだ調理器具等が設置されている状況ですが、学校との話し合いの中では、将来的な部分につきましては学校の倉庫というか、そういった部分に利用していきたいということですので、そちらの方向で今考えているという状況であります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今校舍などは資材で、希望があった場合は実際使っているというような話だったのですが、校舎内を使う場合、水回りという問題があったのですけれども、別に住むとかそういう感じではなくて、例えば一番最初に資材高騰の話したのですけれども、資材とか、農業関係で言いますと、ここは豪雪地帯で、どうしても冬場の農機具の保管とかも、わざわざ建てなければいけないような状況ですけれども、体育館みたいな大きなところというのは、資材とか大型機械とか貸し出せますよというのであれば水の問題は関係ないでしょうし、一時保管場所というか、そういうことができないのかというのと、教員住宅は全て使われているのか、この2点についてお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 体育館とか、そういった部分の水回りが不必要といった部分の利用につきましては、ちょっと今後の部分で検討させていただければと思います。申し訳ありませんが、そういった部分の利用を想定した形での協議したことはないのが現状ですので、そういった部分を踏まえて今後内部で検討もしていきたいと思います。

あと教員住宅については、現状教員住宅として管理している部分は全戸入居しているということですし、あと教育委員会管轄で旧教員住宅で2戸、上野々地区にありますけれども、そちらにつきましても企業支援ということで、お二人入居している状況ということで、全戸活用している状況にあります。

議長 総務課長。

総務課長 旧教員住宅の関係で、総務課が管理している部分についてお答えしたいと思います。

総務課が管理している部分については、旧左草小学校教員住宅1棟2戸、旧越中畑小学校教員住宅1棟1戸、旧貝沢小学校教員住宅2棟4戸、計4棟7戸を管理しております。

地域おこし協力隊の住居として、主に貸付けをしてきております。また、そのほかに町内の事業所の従業員用の住居として貸付けしており、現在は旧左草小学校教員住宅1戸、旧貝沢小学校教員住宅2戸を貸し付けており、10月からは旧越中畑小学校教員住宅1戸を貸付けする予定となっております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 教員住宅については、利用が促進されているようですけれども、繰り返しになりますけれども、例えば農業機械とか資材置場という先ほどの提案なのですけれども、現状のまま、そういう水関係を何も関係なしに、売却してほしいというような希望があった場合は対応できるのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

制度上はできることはできると思いますが、ただやっぱり具体的な活用の部分、審査と言ったらなんですけれども、十分した上でできないと思います。仮にですけれども、売却した先のところで経営ができなくなって、その校舎が残ったりとか、そういう様々な心配もあるかと思いますが、そういった部分は慎重にいかないといけないと思いますので、そういったケースがあった場合は検討してまいりたいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、次の施設といたしますか、旧沢内病院母子健康センター、あとは旧沢内病院周辺には医師住宅が数戸、まだ建っている状況のように見えますし、また大きな車庫もあります。

その施設についての利用状況を伺いたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 私のほうから、旧沢内病院の施設等についてお答えしたいと思います。

現在病院の管理となっていて、未使用となっている行政財産としましては、旧病院本体、あとは旧太田母子健康センターと、あとは医師住宅の2号棟という部分になります。

その部分につきましては、太田母子健康センターと旧沢内病院の建物については、平成26年の新病院移転後には、全ての人員と業務を引き揚げて現在に至っておりますので、その後施設は利用されてはございません。

あと、そのほかの医師住宅等については、現在のところ全て利用しているという状況になります。

議長 高橋宏君。

8番 病院について、たしか耐震補強されている建物で、多分躯体は丈夫なのであらうと思えますけれども、また使用というと、先ほどのような水道のような問題も発生するかもしれません。ただ、建設関係の方からなど聞くと、ああいう古い施設の場合は、もう今まであったのを直すのではなく、外配管でやればすぐ使えますよというような話もあります。そういう面で、借りている側のほうが工夫をすれば、躯体が丈夫であれば使えるものは私は貸し出すべきではないかなというような思いもありますし、あと今医師住宅は全て使っていますというような答弁ありましたけれども、使っていない医師住宅が私には見られるのですけれども、あれは町の所有ではないというふうに認識していいのでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えします。

まず、医師住宅については、医師住宅2号棟というところは現在使っておりません。そのとおり水回り等がもう駄目になっておりまして、

現在は職員等が行っていない状態です。

あと、ほかの旧沢内病院周辺には1号棟と3号棟という建物があります。あとは、歯科医師住宅というところではありますが、現在1号棟につきましては研修医の先生に使っていただいておりますし、3号棟については職員が使用しているというような状況になります。

あと旧病院の耐震補強の関係ですけれども、平成22年に耐震補強工事を行っております。減価償却の関係でちょっと申しますと、平成23年に手術室の无影灯の整備も行っておりまして、現在その2つの償却をしているというような状況です。いずれも当時の国の交付金等を活用して実施した事業でありまして、財産処分は鉄筋コンクリートということで、さらに病院のものとなりますと39年間というような期間があるようです。ですので、ほかのものに活用するとなると、交付金等の返還等も生じるのではないかとこのところをちょっと懸念しているということになります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 病院という特殊な建物ですので、なかなか再利用といっても難しい部分があるなどのは私も感じております。

あと処分についても、今なかなか解体等といっても簡単にできるものではありませんし、かなりの経費がかかるという部分もネックになっているのだらうなというのは、それは思いますけれども、使っていない施設についてはかなり年数がたっている施設で、崩壊はしておりませんが、崩壊前に何かしら手だてをすべきではないかなというふうに感じておりますので、その点については担当課だけでなく考えていただきたいというふうに思います。

あと先ほどもありましたけれども、消防署について、清水ヶ野と川尻に2か所ありますけれども、その管理状況について、ここは一部使用ということになるかもしれませんけれども、現

在の使用状況についてお知らせ願いたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 旧西和賀消防署と旧湯田出張所の使用状況についてお答えしたいと思います。

旧西和賀消防署及び旧湯田出張所2か所については、町防災計画で定めている飲料水、アルファ米、簡易トイレなどの災害時用備蓄品の備蓄倉庫として使用しております。

そのほかに、旧西和賀消防署には投票記載台、投票箱などの選挙関係物品、旧湯田出張所にはサーマルカメラ、間仕切りテント、折り畳みベッドなどの避難所用感染症対策備品をそれぞれ保管しております。

あと湯田庁舎及び沢庁舎改修等工事ということで、庁舎内に収まらなくなった物品等、先ほどの投票記載台等の選挙関係備品もそちらに含まれますけれども、それらの物品等についても適宜保管している状況にあります。

使用状況については以上です。

議長 高橋宏君。

8番 消防署については、清水ヶ野がかなり古い建物であるのは私も認識しております。そこには備蓄とか、そのような選挙用資材が入っているようではございますけれども、川尻のほうの消防署は清水ヶ野に比べて新しいですし、あとは高速からのアクセスもよくて場所的にも非常にいい場所だと私は思います。

下は、旧消防署なので、大きな車庫ですけども、2階に関しては小さな企業といたしますか、出張所的に使用したいというような企業とか、いろいろちょっと使いやすい、場所的にも使えるのではないかなというような気がするのですが、そのように一部、特に2階を事務所的に貸し出すというような、そのような検討はされていないのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 施設の一部使用という考え方で、まずどちらも旧事務室として使用した部分について

は、現在使用していない状況にあります。それらを使用する場合には、先ほど来からお話があったように、設備関係の修繕は当然必要になるということにも該当します。

これまでも、行政側からして、まずそういうような旧事務室をある事業所さんで使用できないかという部分について協議をした経緯もあります。ただ、最終的には折り合いがつかなかったということで、まずその事業所さんは別の場所を使用しているというふうな状況にありますので、まずこちらのほうの使用状況を踏まえまして、そういうふうな希望が出てきた場合に対しては相談をするというふうな対応をしていく形で考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 どうしても使用に関して、ある程度の規則は必要だと思うのですが、どの施設も使う側の人が考えればいい部分があると思いますので、使える施設であれば広く公募するべきだなという思いで今回の質問しておりますけれども、新田郷の地区公民館ということでいいのでしょうか、地域の方はちょっと管理ができないということで、あとは選挙のときに使用するということで新田郷の公民館も町の所有ということになっているようではございますけれども、以前加工施設として農家の方が使用したいという申し出たところ、なかなか条件等で使用できなかったというような話も聞いたのですが、新田郷の地区公民館の使用状況について、現在の状況をお知らせ願いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

旧新田郷地区公民館ですけども、いずれ公民館という部分は令和3年度に条例が廃止となりまして、まず今は普通財産という形にはなっておりますけれども、その中の一室はまた地区の集会所というような部分で使うということから、一部利用しているという状況ではご

ざいます。

あとその部屋以外の部分が普通財産というような位置づけにはなっているものでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど言いましたような、以前そういうふうに加工作業として使いたいというような要望がこれからあった場合には、対応できるというか、その可能性はあるというふうに考えていいのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 普通財産という部分で貸出しというか、その内容にもよるとは思いますけれども、そういうことで制度上はできるものですので、内部で諮りながら、まず前向きに検討するというようなことだと思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 いろいろ聞いていきますと、結構利用できる施設はあるのだなという気がします。条件はそれぞれあると思うのですが、一方で西和賀町にかかわらず、自治体職員の大きな流れ、傾向として、現在は国からの様々な課題解決のために、全市町村に画一的な計画策定を求められていて、その業務が大変拡大しているというふうに新聞等でも報道されております。

情報化社会が進んで、資料のための資料づくりの仕事が増えているようです。これによって職員が多忙化、あとはやらされ仕事が増えて、地域とのつながりが非常に希薄化しているというふうに言われておりますし、私は西和賀町の職員も例外ではないと思っております。

このような中で、先ほどから担当課それぞれ施設を抱えているのですが、この施設はどういうふうに活用していこうとか、様々な条件があって貸し出せないかという話があるのですが、貸し出せる可能性があるのであれば、もう貸し出される側のほうが、その人たちの考えで使えばいいことではないのかなという

ふうに思います。

ただ、一方で、行政側ができることというか、権限という言い方が適切かどうか分からないのですが、制度の緩和とか、規制の撤廃が行えるのは行政側だと思います。先ほどからの施設、そういうふうに検討する余地があるというのであれば、広く町民や、町外の方に情報提供して、使いたい方は使ってくださいというような方向にしていくのが町の方向として望ましいと思うのですが、全体のことに関わりますので、担当課になるのか、町長の考えを含めてお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまのご意見に対しての、こちらのほうでの考え方を若干、総合的な部分でお話をしたいと思います。

まず、町が活用していない施設、一部のみ活用し、活用していない部分がある施設を町民等に使用させる場合には、設置条例がある施設については、その条例を廃止するなど普通財産というふうに管理替えをするということができかねるのかなというふうに考えております。

これまでいろいろ話が出た施設のうちに、旧公民館等、既に設置条例を廃止して普通財産として管理している施設も多くあります。普通財産として貸し付ける場合となれば、手続としては施設を借り受けようとする方から、借受けする財産の種別や借受け期間、借受けの目的を記載した申請書を提出していただき、普通財産の賃貸借契約を締結するなど、そういうような手続が必要となります。

また、貸付けの際には、借受け財産の用途変更、または原形を変更する場合は、町長の承認を受ける。2つ目として、原形を変更する場合は、返還の際に借受人の費用で原形に復す、または変更に係る物件を無償で町に寄附するなど条件が付されることとなります。このような手続を経て、普通財産として貸付けが可能になるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 町として、最初に言ったように合併町村ですので、多くの施設があるのは当然ですし、今は施設を取り壊すにも、かなり財政的負担があると思います。

今までの全体の流れから、今後の町として、私は使えるものはどんどん情報提供して使ってほしいと思うのですけれども、町長のほうで全体的な流れとしてお考えがあればお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

今お話ありましたように、貸すということについて、もっと情報発信が必要ではないかという点については、そのとおりであると思いますし、不足な部分についてはそういう取組をしたというふうに思っております。

一方で、やはり相当程度時間がたって、いろいろもったいないなと思うところはあると思うのですけれども、今後の負担あるいは管理に関わるいろんな諸問題を考えた場合には、私自身としてはむしろできる限り整理をしていかなければならないなという思いも持っております。

ただ、そうした中で、いろんな民間の方のアイデアがあれば、ぜひご相談をいただきたいと思ひますし、多分今いろいろやっぱり行政的には公平性とか安定性とか全体の負担とか考えてやらなければならない部分ありますので、今担当課長からお話ししたような手続が必要かと思ひますが、それはご相談していただければ、いろいろ対応できるところだと思ひますし、多分民間の方にすれば時間的にまどろっこしいとか、そういう点も出てくるとは思うのですけれども、その場合にはご相談内容が本当に町にも活用でいいなという部分であれば、できるだけ対応しますので、そういうような姿勢で向き合っていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 高橋宏君。

8番 担当課は違うと思うのですけれども、できれば一括した情報みたいなのを年に1度、半年に1度出してもらえれば、そのような活用したい方には便利ではないかなと思ひますので、これからの取組をお願いしたいと思ひます。

2つ目の質問に入っていきたいと思ひます。上下水道事業についてです。町担当課のほうから、将来水道料金は値上げしていかなければいけないという説明は受けております。

そんな中で、町村議会の議員の研修会というのが今年の7月ありました。その中の講演で、地方公営企業の課題というテーマで水道事業を中心に講演された講師の方がいて、その中の資料を見て、私ちよつと驚いたというか、ショックを受けたというか、それで今回の質問になったのですけれども、その資料というのは岩手県内の水道事業の経営状況についてです。一覧表あったので、担当課のほうには情報提供でお渡ししたのですけれども、今回の決算の資料にもあるのですけれども、累積欠損金比率というのがあるようです。これは、営業収支に対する累積欠損金、これが複数年にわたって累積した損失のことで、それを表す指標であると。本来であれば、累積欠損金が発生していないとするとゼロ%という数値なのですけれども、これが7月のときに頂いた資料、西和賀町が546%という数字が出ておりました。2番目に少ないところが184%、あとは1桁台とかゼロ%と、もうはっきり言って突出して西和賀町の累積欠損金の比率が高いということが表されて、これ我々議会として数値も今まで見てきたのですけれども、県内の町村の中でこんなに突出して累積欠損金が多いというのに非常に驚きまして、今回の質問するきっかけになったのですけれども、この要因については町としてはどのように捉えているのでしょうか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 本町の水道事業に関し、端的に言

えば料金改定を行わずに設備投資をし、事業推進してきたということが要因の一つになっていると考えております。

料金回収率とは、給水するためにかかった費用を料金収入でどの程度賄えているかを示す指標で、水道事業決算附属資料にもあるように、令和3年度末の料金回収率は32.5%となっております。つまりおよそ7割は料金以外の収入、一般会計からの補助金などで賄われているということになります。

累積欠損金比率とは、営業活動により生じた損失で、複数年にわたって累積した損失のことでありますが、令和3年度末の累積欠損金比率は573.8%となっており、県内平均に近づけるように経営改善していく必要があると感じているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 水道料金の改定が遅れたというような担当のほうからのお話だったのですけれども、であるとすれば、近隣、県内の町村の中で突出した数字になっているという状況の中で、西和賀町はほかの町村に比べて非常に格安といいますか、安い水道料金で推移しているというふうに理解していいのでしょうか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 県平均を申し上げる前に、県内の水道事業体の状況を若干お話しさせていただきますと、岩手県内には上水道の事業体が28事業体あります。それから、簡易水道事業体が29事業体あります。それから、用水供給事業といいまして、水道事業者に水だけを供給しているような事業体ということで1事業あるわけです。

それで、西和賀町は、現在上水道事業として経営しておりますので、上水道の事業体で比較した場合、28事業あるのですが、安価なほうから9番目の料金ということになっております。

ちなみに、一番安価なところの事業体が宮古市で、10立方当たりの料金が935円。それから、

一番高いところが二戸市で、同じく10立方当たりで2,667円ということになっております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私の理解としては、合併前、旧沢内村は上水道が県内でも整備率が高いというか、非常に早く整備したというふうに記憶しております。合併後は、旧湯田のほうを中心に約50億ほどの経費がかかったと思っておりますけれども、こういう理解でいいのか。

それと、長年そういうふうに設備投資のほうが続けられて、料金改定が遅れたという要因ということだったのですけれども、それだけなのかというか、料金が突出して安いわけでもないけれども、いずれ累積欠損金は突出して高いという中で、ほかの要因とかについてはどのような要因があったのか聞きたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 今2つ質問をいただきましたけれども、最初の質問に対しては、議員おっしゃる、お見込みのとおりでございます。

それから、2つ目の質問ということですが、先ほど設備投資の際に料金改定等を行わずに事業推進してきたことが大きな理由だというふうなことをご説明しましたけれども、全国的な流れとしては、やはり給水人口が減って給水収益が落ちているというふうな水道事業体が多くあります。

これは西和賀町も例外ではありませんで、いずれ旅館等の廃業や休止等もございますし、当初計画していた給水人口に対して、それが人口が減って給水収益が落ちているというふうなことも原因の一つであろうというふうに考えておりますし、それから累積欠損金が出る要因としては、1つには、先ほど来言っている設備投資の償還金のことがありますし、もう一つは減価償却、いわゆる現在の水道事業は公営事業化をしております、全部の施設をもう資産として会計に組み込んでいるということになりますの

で、その減価償却費の目に見えない部分で、決算上の経理が生じているわけですが、それが多額になっているということも理由の一つだと思っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 様々数字マジックではないでしょうけれども、計算上でこういうふうな数字が出てきた部分もあるかとは思いますが。

我々一般町民からすると、それでは料金の回収率が悪いから、このような状況を招いている一因になっていないかという点と、あとは毎年いろいろ話になるのですけれども、料金をこれから上げていくのに当たっては、漏水とか断水の事故、危機管理体制というのはどのようになっているのかというのが町民として気になる場所なのですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 まず、断水の関係ですけれども、水道事業に関してですが、水道の場合には漏水が分かった段階で、住民生活への影響を最小限に修繕するという意識を持ち、迅速に対応することを心がけ、日々職務に当たっております。

なお、断水には、災害等で突発的に発生する場合がありますが、令和3年度は突発的に発生した断水はありませんでした。

通常の漏水修繕の場合には、断水をして復旧することになりますので、事前に影響のある住民の方へひかり放送、チラシなどで周知し、住民生活への影響が最小となることを意識し作業しているところです。

また、断水域内に水を常用する業態として、商店、病院等、製造業、理髪店、整備工場などがある場合は、当該事業所と連絡調整をしながら作業に当たっているところです。

あわせて、消火栓も使用できない場合もあることから、その場合は西和賀消防署にも連絡し、

作業しているところです。

次に、下水道事業に関してですが、直近では湯本地内の町道に埋設されている温泉管からお湯が漏れ、これにより下水道管が損傷し、不明水が浸入する事例がありましたが、災害等で突発的に下水道管が損傷し、機能不全になったなどの事例はないものと認識しております。

あわせて、合併浄化槽事業については、直近では埋設された浄化槽が何らかの影響で割れて水漏れした事例もありますが、いずれも迅速に対応できているものと認識しております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 さっきの質問で1つだけ、料金回収率は決して悪くないのかという。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 料金回収率については、県下の水道事業体で見ると、悪いほうの部類に入っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 悪いほうの部類に入っている要因というのは、どういうことなのでしょう。先ほどのいろんな商店さんとか、そういうところの不景気部分もあると思うのですけれども、回収率の悪さがこういう状況を招いたという部分になるのか、その点も併せて。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 すみません、議員のおっしゃるのは、収納率のことではなくて回収率……。

(回収率の声)

上下水道課長 回収率のほうですね。料金回収率というのは、先ほどお話ししたとおり、どういう式で導かれるかと申しますと、給水原価、要は、1トンの水を作るのに幾らかかりましたという給水原価と、それからそれを幾らで販売しましたという供給単価という数字がありまして、供給単価を給水原価で割ったものということになります。

給水原価、供給単価の数字を見てみますと、当方では供給単価が令和3年度決算時点で1トン当たり189円となっているのに対して、給水原価、水を作っているほうですけれども、これ1トン当たり581円かかっているということになります。つまり作るのにお金がかかって、安く売っているというふうな構図というか構造になっておりますので、やっぱりこういった点からも料金改定というのは必要かなというふうに考えているところです。

なお、先ほど料金収納率ということで、これは皆さんに使っていただいた料金をどのくらい回収、徴収しているかという率については、令和3年度決算時点で95%ですので、これは県平均並みで徴収をさせていただいていますので、やはり要は水を作る原価に非常にお金がかかっているという理解でいるところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど旧沢内と旧湯田の整備について言ったのですけれども、管路の法定耐用年数というのは40年というふうにされているとお聞きしています。町内の管路の維持、これからどうなっていくのか。耐用年数がこれから迫ってくると思うのですけれども、管路の改修工事が集中してくると、さらなる料金値上げにつながっていくというふうに考えたほうがいいのか、その点について。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 その点は、議員のおっしゃるとおりでございます。いずれ今後更新需要が増大してくる可能性がありますので、それらに備えるためにも、やはり料金改定は必要だという認識でいるところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 質問する機会になったという講演の中でも、特に水道事業だったのですけれども、広域化というような話がされました。ただ、西和賀

町のような地形のところでは、広域化は難しいだろうと思っていたのですけれども、下水道のほうなのですけれども、下水道のほうで8月22日の新聞で、隣の秋田県で下水道事業の広域補完組織をつくるという記事が出ておりました。ちょっと読ませていただきますけれども、秋田県民の9割が利用する下水道事業が岐路に直面している。日々人口減少に伴う減収に技術職員の不足が重なり、将来見通しが悪化。必要不可欠なインフラ維持に向け、県は官民出資の広域補完組織設立を決めた。全国初の試みに、同様の不安を抱えている各地の自治体から注目が集まっているという記事がありました。

同じくその続きとして、水道ですけれども、宮城のほうでは、東日本大震災で上下設備が崩壊した宮城県山元町では、15年に水道事業を民間に全面委託し、職員を15人から7人に減らした。周辺との広域連携が民間委託しか生き残る道はないという担当課の話で、宮城県は上下水道と工業用水の運営権を一括売却、今年4月から全国初の民営化に踏み出したという記事がありました。

西和賀町でも一部ですけれども、横手市山内黒沢地区ですか、そっちのほうに水の供給というような話があったのですけれども、今まで聞いてきた中で非常に水道事業は厳しい状況だというふうに理解します。料金値上げは、これはしようがない状況ではあるのでしょうかけれども、一方担当課、自治体側として、このような広域化などを進めて、幾らでも効率化を図るといようなことを進めてもらいたいのですけれども、岩手県のほうからそういうような指導があるのか、町としてこういう広域化に可能性をどのように見いだしているのかをお聞きしたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、上下水道の広域化についてお話をさせていただきます。

広域化については国の指導があつて、県下の

そういった計画をつくりなさいよというふうな指示が国から県に出されております。それを基に、県内の市町村を対象にした広域化プランというのが策定されている今さなかということになりますけれども、まず水道事業については、さきに議決をいただいた柳沢浄水場の余水を横手市山内黒沢地区に送水することも広域連携の一環であります。横手市は厚生労働省から、本町は岩手県から、それぞれ事業を進める内諾をいただき、実現に向けて協議を進めているところです。

同時に岩手県では、水道広域化推進プランを策定中であり、その中では事業統合や経営の一体化が掲げられており、この中で本町としては、同じ会計システムを使用する事業体あるいは近隣事業体と共同で、一部業務を業務委託するというような計画が示されているところです。

一方、下水道事業においても、岩手県が中心になって、岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画を策定中であり、その中では汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化などが示されております。この中で本町としては、地理的な条件から広域化連携が難しいため、まずは本町の下水道と農集排を統合する。その上で、さらに下水道の浄化センターを1か所にすることが計画されており、具体的な検討の時期は令和15年度から各種調整、協議に入るというスケジュールになっております。

いずれ岩手県では、本年度中に上下水道に関するこういった計画を策定し、公表することになっているところですので、本町の事業もこれらの計画に沿って進めていくということになるかと思えます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 担当課の認識どおり、地理的条件でなかなか実質の広域化というのは難しいとは思いますが、今話されたように、システムとか一緒になれる部分はやっていただきたいです

し、この広域化全ていいわけではない部分もあるかもしれません。デメリットの部分もあるかもしれないのですけれども、いずれ長い目で見て、こういうことが必ず必要ですし、今回この水道事業をいろいろ調べるといふか、質問するに当たって、水道事業は最終的にはやっぱりまちづくりにもつながるのだなというふうな思っております。水道施設を効率的に管理するためには、住宅とか公共施設をコンパクトシティ化ということも必要ではないかなと思うのですけれども、町としての考え方を伺いたいと思えます。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 議員のおっしゃるコンパクトシティの定義が、本格的な人口減少社会における住居や都市機能の集積、誘導による密度の経済を發揮する形態ということで答弁をさせていただきます。

コンパクトシティを進めることで、町内に点在する上下水道設備を整理、統廃合し、事業体としての効率性を高めていくことは、理論的には可能だと思います。しかしながら、コンパクトシティ化は都市構造そのものを変えていくということにつながりますので、早々に実現が可能なものという認識は持っておりませんし、仮に実現可能となる場合でも、どの程度の経費削減が可能なのか、あるいは経費の増加につながるのかは、現時点で推しはかるすべを持っておりません。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 非常に長期にわたることですし、ただ水道料金の改定だけは目の前に迫っております。大きな流れの中で、町のトップとして、町長として、この水道事業、これから先、短期的、長期的見通しについて、私見があればお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

一般的に、やはり共同で広域化してやったほうが、こういう人口減少の中で、より経費がかからず安定供給ができるという面があれば、それはそれに乗って進めさせていただく、今課長が申し上げたような線で検討をしていくということと考えております。

一方で、水というのは本当に生活する上で、生きていく上で欠かせないものですので、効率性の部分、やはり安全、安心な水を飲みたいというような声とか、あるいは日常使うものであって、料金の負担感であったり、そういうものもあると思います。今県内では低いような状況ではございますけれども、生活全般の面から総合的に考えて取り組んでいかなければならない点もあると思いますので、そういう両面等を見据えながら考えていきたいなど、対処していきたいなというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 様々、あまり明るい材料がないのですけれども、水に関しては本当に命に直結する問題ですし、料金改定もそのとおり目の前に迫っていると思います。

今町長おっしゃられたように、効率化と安全性も重視しながら事業を推進していただきたいと思いますし、町民が料金改定に対して納得して進んでいけるような丁寧な説明をしながら事業を進めていただくことを期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

なお、明日の一般質問は4人を予定していますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時38分 散 会